



第2章 生物多様性の保全及び持続可能な利用



第1節 生物多様性の現状

2010年(平成22年)10月に愛知県名古屋市で開催された**生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)**から早一年が経過し、本年10月にはインド・ハイデラバー

ドで第11回締約国会議(COP11)が開催されます。ここでは、生物多様性の保全と持続可能な利用の実現に向けたCOP10後の動きを中心に見ていきます。

1 愛知目標と生物多様性国家戦略

COP10では、生物多様性に関する2011年以降の新たな世界目標として愛知目標が採択されました。愛知目標では、①生物多様性の社会への主流化、②生物多様性への直接的な圧力の減少と持続可能な利用の促進、③生態系、種及び遺伝子の多様性の保全と生物多様性の状況の改善、④生物多様性及び**生態系サービス**から得られる恩恵の強化、⑤参加型計画立案、知識管理、能力開発を通じた実施の強化からなる5つの戦略目標のもと、計20の個別目標が掲げられています。この5つの戦略目標は環境などの問題と政策や対策との間の動的な関係を把握するためのモデルであるDPSIRモデルに準拠したものとなっています。DPSIRはそれぞれ、①人間社会における根本的原因(Driver)、②問題の直

接的原因となる圧力(Pressure)、③それによって生じる影響(Impact)、④影響を受けて変化する生物多様性などの状態(State)、⑤それに対する社会側の対策や政策(Response)となっており、生物多様性の損失を止めるためには多角的な取組が必要とされていることがわかります。また、愛知目標では個別目標ごとに目標年が設定され、一部の個別目標では具体的な数値目標も設けられています。ただし、愛知目標は生物多様性条約全体の取組を進めるための柔軟な枠組みと位置づけられており、各締約国は生物多様性の状況や取組の優先度等に応じて国別目標を設定し、各国の**生物多様性国家戦略**の中に組み込んでいくことが求められています。

2 各国における生物多様性国家戦略

愛知目標では「2015年(平成27年)までに、各締約国が、効果的で、参加型の改定生物多様性及び行動計画を策定し、政策手段として採用し、実施している。」ことが愛知目標の1つとされており、各国でも愛知目標を踏まえた生物多様性国家戦略の策定を進めていくことが求められています。生物多様性条約事務局によると、生物多様性条約の全締約国の約9割にあたる173か国で生物多様性国家戦略が策定されていますが、イギリス、フランス、オーストラリアなどの締約国と欧州連合(EU)では、COP10後に生物多様性国家戦略の策定が行われています。例えば、イギリスでは「Biodiversity 2020」と呼ばれる生物多様性国家戦略を策定し、2020年までの10年間における生物多様性政策の戦略的な方向性を示しています。同戦略では、陸域における**生態系ネットワーク**の構築強化や2016年(平成28年)末までに領海の25%を含む海洋保護区

のネットワークを構築すること、新たな革新的資金メカニズムの開発や生物多様性の価値を官民の両セクターの意思決定に組み込んでいくこと等を優先的に取り組むべき行動として明らかにし、それらの行動と2020年(平成32年)までに達成すべき目標や愛知目標との関係を明らかにするなどしています。EUでは欧州における生物多様性の状態を保護し、改善するための新しい戦略として「EU biodiversity strategy to 2020(2020年までのEUにおける生物多様性戦略)」を策定しています。同戦略では生物多様性及び生態系サービスが重大な経済的価値を有しているという認識のもと、生物多様性の損失や生態系サービスの劣化を防ぐため、「自然の保全と再生」、「生態系と生態系サービスの維持・向上」、「生物多様性の維持・向上に対する農業及び林業の貢献の強化」、「水産資源の持続可能な利用の確保」、「**外来種**の管理」、「地球規模での生物多様性損

失防止への貢献」の6つの戦略目標と20の個別目標が掲げられています。オーストラリアでは2010年から2030年を計画期間とする生物多様性保全戦略が策定されており、同戦略では測定可能で目標年を明らかにした国別目標を設定等するとともに、2015年（平成27

年）には同戦略の実施状況を点検し、必要に応じて見直しを行うこととしています。このように、既にいくつかの国々や地域で愛知目標を踏まえた**生物多様性国家戦略**の策定とその実施に向けた取組が進められています。

3 わが国における生物多様性国家戦略

わが国では平成7年に最初の生物多様性国家戦略が決定され、平成14年と平成19年に見直しが行われました。当初、生物多様性国家戦略は**生物多様性条約**に基づくものとして策定されてきましたが、平成20年には**生物多様性基本法**が制定され、生物多様性国家戦略の策定が法定化されました。このため、平成22年3月には生物多様性条約と生物多様性基本法の双方に基づくものとして生物多様性国家戦略2010が閣議決定されました。生物多様性国家戦略2010では平成19年に策定された第三次生物多様性国家戦略を基本として、**COP10**に向けて実施すべき取組を視野に施策の充実等を図りました。同戦略の計画期間はおおむね平成24年度までとされ、COP10の成果も踏まえて見直しに着手することとされていることから、わが国では平成24年10月にインド・ハイデラバードで開催されるCOP11を目指し、生物多様性国家戦略の改定を行うこととしています。また、生物多様性国家戦略の実施状況については毎年点検することとされており、生物多様性国家戦略2010についても平成23年度に点検を実施しました。点検ではおおむね平成24年度までの間に重点的に取り組むべき施策の大きな方向性として生物多様性国家戦略2010に示されている4つの基本戦略（①生物多様性を社会に浸透させる、②地域における人と自然の関係を再構築する、③森・里・川・海のつながりを確保する、④地球規模の視野を持って行動する）毎に達成状況を点検するとともに、政府の行動計画として生物多様性の保全と持続可能な利用を実現するため体系的に網羅した約720の具体的施策毎に進捗状況及び今後の課題等について点検を行いました。このうち、数値目標を設定した具体的施策から4つの基本戦略の達成状況をみると、既に目標達成をしたものもありますが、その多くは進捗がみられるものの、引き続き、目標達成に向けた取組が必要となっています（表2-1-1）。

COP10では、2050年までに自然と共生する世界を実現することが長期目標（Vision）として採択されました。この自然との共生という概念はわが国から提案し

たものですが、平成23年3月に発生した東日本大震災では、自然は人間に様々な恩恵をもたらす反面、時として脅威となり、その脅威に対して人間はなす術がないということを改めて認識することとなりました。これまでの自然共生社会はどちらかというと自然の脆弱性やその恩恵を前提とした自然を対象としてきたといえますが、今後は自然が「恵みと脅威」という二面性を有するものであることを前提として人と自然との関係性を捉えなおしていくことが不可欠といえます。このため、環境省では生物多様性国家戦略の改定に先立ち、今後の自然共生社会のあり方について幅広い観点からご意見を伺うことを目的に8名の有識者からなる「人と自然との共生懇談会」を開催し、平成23年7月から12月にかけて計6回の懇談会を開催しました。懇談会では、自然のメカニズムやこれまでの歴史を考慮した視点が大切であることや、人と自然との共生を実現していくためには常にグローバルな視点を持ち、ローカルな課題に対応していくこと、これまでの生物多様性の議論では種の絶滅に注目することが多く、数や分布で生物の存在価値を論じてきたが、国土、時代、ライフスタイル、人口構造といったそれぞれの特徴によって、生物多様性の価値と保全の仕方は異なっており、生物多様性の中に人間もいるという観点でのライフスタイルづくりを進め、教育や地域づくりに活かしていくことが必要であるといったことなど、多岐にわたる意見が出されました。また、平成23年10月から11月にかけて全国8か所で生物多様性地方座談会を開催し、地方公共団体、企業、研究機関、NGO、関係省庁などの様々な主体によって進められている生物多様性に関する取組について情報共有を図るとともに、意見交換を行いました。生物多様性国家戦略の改定については、本年1月に中央環境審議会に諮問を行い、現在、COP11までの完成を目指して検討を行っていますが、その中では愛知目標の達成に向けたわが国のロードマップを示すとともに、策定後は生物多様性国家戦略に掲げられた取組を着実に実施していくこととしています。



表2-1-1 数値目標からみた基本戦略の達成状況

<生物多様性を社会に浸透させる>

数値目標	当初値	点検値	目標値	達成率
「生物多様性」の認知度	36% [H21.6]	—	50% [H24.3]	—
「生物多様性国家戦略」の認知度	20% [H21.6]	—	30%以上 [H24.3]	—
生物多様性新聞掲載数	736件 [H20]	372件 [H23.6]	1000件以上 [H23]	37%
生物多様性地域戦略策定着手数	20都道府県 [H22.3]	22都道府県 [H23.7]	47都道府県 [H24.10]	47%
全国いきものめぐりスタンプラリー参加者数	0人 [H22.3]	107,000人 [H23.7]	100万人 [H25.3]	11%
エコツアー総覧アクセス数	831,208件 [H18.4]	911,457件 [H23.3]	1,250,000件 [H25.3]	73%
子どもパークレンジャー参加者数	840人 [H17.4]	718人 [H23.3]	1,300人 [H23.3]	55%

<地域における人と自然の関係を再構築する>

数値目標	当初値	点検値	目標値	達成率
エコファーマー認定件数	191,846件 [H21.9]	212,053件 [H23.3]	200,000件 [H22.3]	247%
国内希少野生動物植物種数	— (82種) [H22.3]	5種増 (87種) [H23.7]	5種増 (87種) [H24.10]	100%
トキ野生個体数	【参考】 22羽確認 [H22.3]	【参考】 37羽確認 [H23.7]	60羽定着 [H27]	—
特定鳥獣保護管理計画策定数	107計画 [H21.11]	117計画 [H23.4]	170計画 [H24.12]	16%
奄美大島マングース	【参考】 CPUE 0.028 [H21]	【参考】 CPUE 0.013 [H23]	0頭 [H26]	—
廃棄物系バイオマス利用率	74% [H21.3]	86% [H22.12]	80% [H22]	200%
未利用バイオマス	17% [H21.3]	17% [H22.12]	25% [H22]	0%
バイオマスタウン構想	237地区 [H22.2]	318地区 [H23.4]	300地区 [H23.3]	128%

CPUE (捕獲効率) = 100個のわなで1日当たりに捕獲できると算出される頭数

<森・里・川・海のつながりを確保する>

数値目標	当初値	点検値	目標値	達成率
国立・国定公園の指定状況の見直し	— [H19.11]	全85公園を対象に実施 [H22.10]	全85公園を対象に実施 [H25.3]	100%
保安林指定面積	1,191万ha [H21.3]	1,202万ha [H23.3]	1,269万ha [H36.5]	14%
ラムサール条約湿地登録数	— (37ヶ所) [H22.3]	0ヶ所増 (37ヶ所) [H23.7]	6ヶ所増 (43ヶ所) [H24.6]	0%
自然再生協議会設置数	— (21ヶ所) [H22.3]	2ヶ所増 (23ヶ所) [H23.7]	8ヶ所増 (29ヶ所) [H25.3]	25%
漁業集落排水処理人口比率	41% [H19.10]	49% [H22.10]	概ね60% [H24.3]	42%

<地球規模の視野を持って行動する>

数値目標	当初値	点検値	目標値	達成率
1/25,000 植生図整備状況	50% [H22.3]	55% [H23.3]	60% [H24.3]	50%

出典：「生物多様性国家戦略2010の実施状況の点検結果」より抜粋

第2節 生物多様性を社会に浸透させる取組（生物多様性の主流化）

1 普及広報と国民参画

(1) 生物多様性の普及広報

生物多様性の恵みを将来世代にわたって享受できる自然と共生する社会を実現していくためには、私たちの日常生活や社会経済活動の中に生物多様性への配慮を組み込んでいくことも必要です。

生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）における日本からの提案を踏まえ、2010年12月の国連総会において、2011年から2020年までの10年間で、愛知目標の達成に貢献するため、国際社会のあらゆるセクターが連携して生物多様性の問題に取り組む「国連生物多様性の10年」とする決議が採択されました。これを踏まえ、国内のあらゆる主体が、それぞれの立場で連携を図りつつ、生物多様性の保全と持続可能な利用の取組を促進し、愛知目標の達成に貢献するため、2011年（平成23年）9月に「地球生きもの委員会（国際生物多様性年国内委員会）」を改組して、「国連生物多様性の10年日本委員会」（委員長：社団法人日本経済団体連合会会長米倉弘昌氏）を設立しました。同年10月には国連生物多様性の10年日本委員会に参画している様々なセクターの代表が一堂に集い、第1回生物多様性全国ミーティングを愛知県名古屋市中で開催し、各セクターの取組について発表・意見交換を行い連携を深めました。また、同年12月には国連生物多様性の10年国際キックオフ・イベントを石川県金沢市で開催しました。

また、日本人女性アーティストのMISIAさんが国連から「COP10名誉大使」に任命されていることを受け、COP11までの活動の連携・協力を通じて、生物多様性に関する普及啓発を図りました。この他、環境総合展示会「エコプロダクツ2011」に出展し、生物多様性の重要性などについて普及啓発を行いました。

毎年5月22日は、国連が定めた「国際生物多様性の日」です。生物多様性条約事務局では、2008年（平成20年）から国際生物多様性の日の午前10時に、世界各地の青少年による学校の敷地等への植樹を呼びかけており、地球上を東から西へ植樹された樹木が波のように広がっていく様子を、「グリーンウェイブ」と呼んでいます。環境省、農林水産省及び国土交通省では、平成23年のこの活動を「グリーンウェイブ2011」として、この活動への参加を広く呼びかけ、公益社団法人国土緑化推進機構などの協力を得て、全国で約388団体、28,000人が参加しました。

生物多様性の主流化を図る施策を推進するため、平成23年10月1日に環境省自然環境局自然環境計画課に生物多様性施策推進室が発足しました。生物多様性施

写真2-2-1 国連生物多様性の10年国際キックオフ・イベント



写真：環境省

写真2-2-2 エコプロダクツ2011



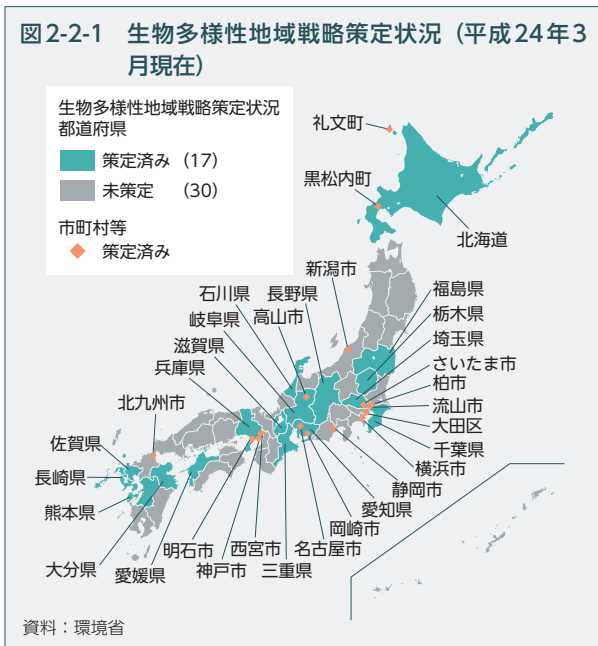
写真：環境省

策推進室では、事業者、国民、民間団体が行う生物多様性の確保に関する活動の促進に関すること、生物多様性の確保のための経済的措置に関すること、遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する事務を行います。

(2) 地方公共団体、企業、NGOなど多様な主体の参画と連携

生物多様性基本法において、都道府県及び市町村は生物多様性地域戦略の策定に努めることとされています。平成24年3月末現在、17道県、16市町村等で策定されており、これ以外の多くの地方公共団体でも策定に向けた検討が進められています。

生物多様性の保全や回復、持続可能な利用を進めるには、地域に根付いた現場での活動を、自ら実施し、また住民や関係団体の活動を支援する地方公共団体の役割は極めて重要なため、2011年10月に「生物多様性



「自治体ネットワーク」が設立されました。現在、121自治体が参画しています(12月20日現在)。

また、愛知目標4「ビジネス界を含めたあらゆる関係者が、持続可能な生産・消費のための計画を実施する」を受け、経済社会における生物多様性の保全及び持続可能な利用の主流化のあり方について検討を行いました。さらに、企業をはじめとする幅広い分野の事業者が、生物多様性に配慮した事業活動を自主的に行う際の指針となる「生物多様性民間参画ガイドライン」について、各種セミナーやイベント等で普及広報を行いました。

2 自然とのふれあい

(1) 自然とのふれあい活動

「みどりの月間」(4月15日～5月14日)、「自然に親しむ運動」(7月21日～8月20日)、「全国・自然歩道を歩こう月間」(10月)等を通じて、自然観察会等自然とふれあうための各種活動を実施しました。また、平成23年10月に「平成23年度自然公園ふれあい全国大会」を新宿御苑において開催しました。

国立・国定公園の利用の適正化のため、自然公園指導員の研修を実施し、利用者指導の充実を図りました。また、パークボランティアの養成や活動に対する支援を実施しました。

自然体験プログラムの開発や子どもたちに自然保護官の業務を体験してもらうなど、自然環境の大切さを学ぶ機会を提供しました。

国立公園のビジターセンターなど全国100か所において、自然体験プログラムなどの体験を通して生物多様性の大切さを学び、理解を深める「全国自然いきも

生物多様性の保全及び持続可能な利用等、生物多様性条約の実施に関する民間の参画を推進するため、経済界を中心とした自発的なプログラムとして設立された「生物多様性民間参画イニシアティブ」の取組に協力しました。また、各国における国別・地域別のビジネスと生物多様性イニシアティブの設立促進、事業者の参画促進のためのツール等を議論した「第1回生物多様性民間参画グローバルプラットフォーム会合」を経済界をはじめ、生物多様性条約事務局など関係機関と連携して開催しました。

地域の多様な主体による生物多様性の保全・再生活動を支援するため、平成22年度から「地域生物多様性保全活動支援事業」を開始し、平成23年度は全国31か所の取組の支援をしました。また、平成20年度から開始した「生物多様性保全推進支援事業」については、全国15か所の取組を支援をしました。

平成23年10月に、「地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成22年法律第72号。生物多様性地域連携促進法）」が施行されました。同法は、環境省、農林水産省、国土交通省の3省共管であり、地域の生物多様性を保全するため、市町村やNPO、地域住民、企業など多様な主体が連携して行う生物多様性保全活動を促進しようとするものです。基本方針の策定にあたっては、生物多様性保全活動の促進に関する検討会や、全国9か所での意見交換会を開催し、平成23年9月に基本方針の公示等を行いました。

ナショナル・トラスト活動については、その一層の促進のため、引き続き税制優遇措置、普及啓発等を実施しました。

のめぐりスタンプラリー」を実施しました。

国有林野においては、森林教室、体験セミナー等を通じて、森林とのふれあいを楽しみながら理解を深める「森林ふれあい推進事業」等を実施しました。また、学校等による体験・学習活動の場である「遊々の森」や、国民による自主的な森林づくりの活動の場である「ふれあいの森」の設定・活用を推進しました。

国営公園においては、ボランティア等による自然ガイドツアー等の開催、プロジェクト・ワイルド等を活用した指導者の育成等、多様な環境教育プログラムを提供しました。

(2) エコツーリズム

エコツーリズムによる地域活性化のための人材・プログラムづくりと施設整備を含む基盤づくりを一体的に実施しました。

人材・プログラムづくりとして、地域の自然や生き



ものなどの生物多様性を保全しつつ、活用する**エコツーリズム**を推進するため、地域コーディネーターによるプログラムやルールづくり、ネットワークづくりなどに主体的に取り組む地域を支援しました。また、自然に関する知識や経験などを備え、その大切さや魅力を伝える人材の育成、協議会への技術的助言、エコツーリズムの実施状況に関する情報の収集、提供などを実施しました。

また、基盤づくりとしては、国立公園のエコツーリズムに意欲的な地域において、エコツーリズムの基盤となる情報提供拠点、自然資源の保全利用に係る施設を集中的に整備しました。

(3) 自然とのふれあいの場の提供

ア 国立・国定公園などにおける取組

国立公園の保護及び利用上重要な公園事業を環境省の直轄事業とし、**温室効果ガス**の排出削減に資する施設やユニバーサルデザインを取り入れた施設による利用拠点整備、利用者が集中する地域での生態系への影響の軽減と適正かつ質の高い利用を促すための整備、関係省共同でシカ等による影響を受けた自然生態系を維持回復させるための施設整備等を重点的に進めました。国定公園等については、34都道府県に自然環境整備交付金を交付し、その整備を支援しました。

また、都道府県が実施する長距離自然歩道事業については、内閣府計上地域自主戦略交付金により22都府県に対して支援しました。長距離自然歩道の計画総延長は約26,000kmに及んでおり、平成22年には約7,960万人が長距離自然歩道を利用しました。

イ 森林における取組

保健保安林等を対象として防災機能、環境保全機能等の高度発揮を図るための整備を実施するとともに、国民が自然に親しめる森林環境の整備に対し助成しました。また、森林環境教育、林業体験学習の場となる森林・施設の整備等を推進しました。さらに、森林総合利用施設等において、年齢や障害の有無にかかわらず多様な利用方法の選択肢を提供するユニバーサルデザイン手法の普及を図りました。国有林野においては、自然休養林等のレクリエーションの森において、民間活力をいかしつつ利用者のニーズに対応した森林及び施設の整備等を行いました。また、国有林野を活用し

た森林環境教育の一層の推進を図るため、農山漁村における体験活動とも連携し、フィールドの整備及び学習・体験プログラムの作成を実施しました。

(4) 都市と農山漁村の交流

全国の小学校において農山漁村での宿泊体験活動の実施を目指す「子ども農山漁村交流プロジェクト」を推進し、子どもの豊かな心を育むとともに、自然の恩恵などを理解する機会の促進を図るため、新たに全国で22地域の受入モデル地域を指定しました。

都市住民の農山漁村情報に接する機会の拡大、地域資源を活用した交流拠点の整備、都市と農村の多様な主体が参加した取組等を総合的に推進し、**グリーン・ツーリズム**の普及を進め、農山漁村地域の豊かな自然とのふれあい等を通じて自然環境に対する理解の増進を図りました。

(5) 温泉の保護及び安全・適正利用

ア 温泉の保護及び安全・適正利用

温泉の保護、温泉の採取等に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止及び温泉の適正な利用を図ることを目的とした**温泉法**（昭和23年法律第125号）に基づき、温泉の掘削・採取、浴用又は飲用利用等を行う場合には、都道府県知事や保健所設置市長等の許可等を受ける必要があります。平成22年度には、温泉掘削許可231件、増掘許可22件、動力装置許可225件、採取許可96件、濃度確認648件、浴用又は飲用許可2,128件が行われました。

温泉法の適正な施行を図るため、温泉の保護対策や温泉成分の分析方法等に関する調査・検討を実施しました。

また、平成24年3月、温泉資源の保護を図りながら**再生可能エネルギー**の導入が促進されるよう地熱発電の開発のための温泉の掘削等を対象とした温泉資源の保護に関するガイドラインを策定し、都道府県に周知しました。

イ 国民保養温泉地

国民保養温泉地は、温泉の公共的利用増進のため、温泉法に基づき指定された地域であり、平成24年3月末現在、91か所が指定されています。

3 教育・学習

第6章第7節1を参照。



第3節 地域における人と自然の関係を再構築する取組

1 絶滅のおそれのある種の保存

(1) レッドリスト

野生生物の保全のためには、絶滅のおそれのある種を的確に把握し、一般への理解を広める必要があることから、環境省では、**レッドリスト**（日本の絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト）を作成・公表するとともに、これを基にした**レッドデータブック**（レッドリスト掲載種の生息・生育状況等を解説した資料）を刊行しています。

レッドリストについては、平成19年8月までに、第2次見直しを終了し、絶滅のおそれのある種は3,155種となっています（表2-3-1）。20年度から24年度にかけて、第3次見直しを実施しています。

(2) 希少野生動植物種の保存

絶滅のおそれのある野生生物の保全に関するこれまでの施策の実施状況について、有識者による会議を設置し、点検を行いました。また、**絶滅のおそれのある**

野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号。以下「種の保存法」という。）に基づく国内希少野生動植物種にウラジロヒカゲツツジ、シモツケコウホネ、カッコソウの植物3種を追加し、国内希少野生動植物は、哺乳類5種、鳥類38種、爬虫類1種、両生類1種、汽水・淡水魚類4種、昆虫類15種、植物26種の90種を指定し、捕獲や譲渡し等を規制するとともに、そのうち、48種については保護増殖事業計画を策定し、生息地の整備や個体の繁殖等の保護増殖事業を行っています（写真2-3-1、図2-3-1）。また、同法に基づき指定している全国9か所の生息地等保護区において、保護区内の国内希少野生動植物の生息・生育状況調査、巡視等を行いました。

絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（以下「ワシントン条約」という。）及び二国間渡り鳥条約等により、国際的に協力して種の保存を図るべき698種類を、国際希少野生動植物種として指定しています。

絶滅のおそれのある野生動植物の保護増殖事業や調

表2-3-1 日本の絶滅のおそれのある野生生物の種数

	分類群	評価対象種数 (a)	絶滅	野生絶滅	絶滅のおそれのある種 (b)			準絶滅危惧	情報不足	絶滅のおそれのある種の割合 (b/a)
					絶滅危惧Ⅰ類		絶滅危惧Ⅱ類			
					ⅠA類	ⅠB類				
動物	哺乳類	180	4	0	15	20	7	18	9	23%
	鳥類	約700	13	1	21	32	39	18	17	13%
	爬虫類	98	0	0	3	10	18	17	5	32%
	両生類	62	0	0	1	9	11	14	1	34%
	汽水・淡水魚類	約400	4	0	61	48	35	26	39	36%
	昆虫類	約30,000	3	0		110	129	200	122	1%
	貝類	約1,100	22	0		163	214	275	73	34%
	その他無脊椎動物	約4,200	0	1		17	39	40	39	1%
動物等小計			46	2		510	492	608	305	
植物等	維管束植物	約7,000	33	8		523	491	676	255	24%
	維管束植物以外	約25,300	41	2		287	176	118	172	2%
	植物等小計		74	10		1301	852	373	204	
合計			120	12		1811	1344	981	509	

注1：動物の評価対象種数（亜種等を含む）は「日本産野生生物目録（環境庁編 1993,1995,1998）」等による。
 注2：植物等のうち、維管束植物の評価対象種数（亜種等を含む）は日本植物分類学会の集計による。
 注3：維管束植物以外（蘚苔類、藻類、地衣類、菌類）の評価対象種数（亜種等を含む）は環境省調査による。
 注4：昆虫類、貝類、その他無脊椎動物及び維管束植物以外については、絶滅危惧Ⅰ類のうちⅠA類とⅠB類の区分は行っていない。

カテゴリーは以下のとおり。
 絶滅 (Extinct)：わが国では既に絶滅したと考えられる種
 野生絶滅 (Extinct in the Wild)：飼育・栽培下でのみ存続している種
 絶滅危惧Ⅰ類 (Critically Endangered+Endangered)：絶滅の危機に瀕している種
 絶滅危惧Ⅱ類 (Vulnerable)：絶滅の危険が増大している種
 準絶滅危惧 (Near Threatened)：存続基盤が脆弱な種
 情報不足 (Data Deficient)：評価するだけの情報が不足している種

出典：環境省

図2-3-1 主な保護増殖事業の概要

<p>トキ (コウノトリ目 トキ科)</p> <p>■環境省レッドリストランク 野生絶滅 (EW)</p> <p>■生息地 江戸時代までは日本のほぼ全域に生息</p> <p>■事業の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・佐渡トキ保護センターでの飼育下繁殖及び国内4カ所で分散飼育 ・新潟県佐渡市において野生復帰を目指した放鳥の実施 ・放鳥個体のモニタリング調査 等 ・国内の自然界では1976年以来36年ぶりにヒナが誕生  <p>写真：環境省</p>	<p>シマフクロウ (フクロウ目 フクロウ科)</p> <p>■環境省レッドリストランク 絶滅危惧 I A類 (CR)</p> <p>■生息地 北海道道東・道央地域</p> <p>■推定個体数 約140羽</p> <p>■事業の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・繁殖のための人工巣箱の設置と維持管理 ・釧路野生生物保護センターにおける傷病個体の治療・リハビリ ・感電事故や交通事故防止のための施設の改善等指導 ・釧路市動物園での飼育下繁殖 ・北海道上川地方での放鳥によるつがい形成 等  <p>写真：環境省</p>
<p>ウミガラス (チドリ目 ウミスズメ科)</p> <p>■環境省レッドリストランク 絶滅危惧 I A類 (CR)</p> <p>■生息地 国内の繁殖地は北海道 天売島のみ</p> <p>■推定個体数 約20羽</p> <p>■事業の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・デコイや音声装置を設置して繁殖個体を誘致 ・卵やヒナを捕食するハシブトガラスやオオセグロカモメの忌避 ・平成23年度は3年ぶりに7羽の巣立ちに成功 等  <p>写真：環境省</p>	<p>ミヤコタナゴ (コイ目 コイ科)</p> <p>■環境省レッドリストランク 絶滅危惧類 I A類 (CR)</p> <p>■生息地 栃木県、千葉県等の関東地方のごく一部</p> <p>■事業の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生息地の水路の維持管理や外来種の駆除 ・水産試験場等による生息域外保全 ・再導入に向けたロードマップを作成し、地域住民を含めた関係機関で取組を実施 等  <p>写真：栃木県なかがわ水遊園</p>

写真2-3-1 新たに採取・譲渡しが禁止される希少植物 (3種)

 <p>写真：春日 健二</p> <p>ウラジロヒカゲツツジ</p>	 <p>写真：環境省</p> <p>シモツケコウホネ</p>	 <p>写真：環境省</p> <p>カッコソウ</p>
---	--	--

査研究、普及啓発を推進するための拠点となる野生生物保護センターを、平成24年3月末現在、8か所で設置しています。

トキについては、平成20年に放鳥を開始し、平成23年9月に第5回目の放鳥を実施しました。また、平成23年12月10日には、中国への返還が約束されているトキ8羽を中国に移送するとともに、平成23年12月25日に行われた温家宝首相と野田佳彦総理との首脳会談の結果、温家宝首相より、「トキについて、日本側への提供に向け積極的に検討したい。」との表明がありました。平成24年4月22日、放鳥トキでは初めて、そしてわが国の野生下では36年ぶりとなるヒナが誕生しました。

絶滅のおそれのある猛禽類については、良好な生息環境の保全のため、イヌワシ、クマタカ、オオタカの

保護指針である「猛禽類保護の進め方」の改訂に向けた取組を進めました。さらに、猛禽類の採餌環境の創出のための間伐の実施等、効果的な森林の整備・保全を実施しました。

沖縄本島周辺海域に生息するジュゴンについては、生息状況調査や地域住民への普及啓発を進めるとともに、全般的な保護方策を検討するため、地元関係者等との情報交換等を実施しました。

(3) 生息域外保全

トキ、ツシマヤマネコ、ヤンバルクイナなど、絶滅の危険性が極めて高く、本来の生息域内における保全施策のみで種を存続させることがむずかしい種につい

て、飼育下繁殖を実施するなど生息域外保全の取組を進めています。さらに、ヒメバラモミのクローン苗を植栽し、遺伝資源林2か所を造成するとともに、適切な保全・管理を行っています。

平成19年度から体系的な生息域外保全のあり方につ

いての検討を行い、20年度には「絶滅のおそれのある野生動植物種の生息域外保全に関する基本方針」を、22年度には「絶滅のおそれのある野生動植物種の野生復帰に関する基本的な考え方」を取りまとめました。23年度はそれらを分かりやすく解説したパンフレット



コラム

アホウドリの新しい繁殖地をつくる取り組み

アホウドリは、1890年ごろから羽毛採取のため乱獲され、一時は絶滅したと考えられていましたが、専門家などによる積極的な保護活動により、現在では約3,000羽まで回復したと推定されています。

しかし、アホウドリ最大の繁殖地である伊豆諸島鳥島は火山島であることから、噴火によって繁殖地が消滅するおそれがあります。そのため、(公財)山階鳥類研究所が主体となって、平成20年から鳥島のヒナを小笠原諸島智島(むこじま)へ移送し、人工飼育して巣立たせることにより、新繁殖地を人工的に形成する事業が行われています。平成23年2月には最初の年に巣立ったヒナが初めて戻ってきたことが確認され、平成23年4月現在、7羽の帰還が確認されています。今後も多くのヒナが帰還し、繁殖する

ことが期待されます。

アホウドリのヒナが帰還



写真：(公財)山階鳥類研究所

コラム

野生下でのトキのふ化 (ヒナの誕生)

日本のトキは、明治時代からの乱獲や開発等に伴う採餌環境の変化により激減し、昭和56年には最後の野生個体5羽を捕獲し人工繁殖を試みましたが成功には至りませんでした。平成11年に中国から1組のつがいが増呈されてからは人工繁殖の取組が順調に進み、平成24年3月末現在、佐渡トキ保護センターを中心に国内で162羽が飼育されています。

個体数が増えてきたことやエサとなるいきものを増やすためのビオトープなど生息環境整備が整いつつあったことから、平成20年には野生復帰を目指した放鳥を初めて実施し、その後平成24年3月末までに合計5回、78羽を放鳥しました。放鳥されたトキは平成22年、平成23年と2年続けて産卵しましたが、いずれもヒナは生まれませんでした。平成24年の繁殖期には前年の2倍の数のつがいが営巣・抱卵し、そのうち1組のつがいからヒナが誕生していることを4月22日に確認しました。なお、5月16日現在2

組のつがいから計6羽のヒナの誕生が確認されています。

野生下でヒナが誕生したのは昭和51年以来36年ぶりのことであり、野生での定着に向けて、一つの関門を越え、新たなステージに入ったと言えます。

親鳥とヒナの様子



写真：環境省

とホームページ (<http://www.env.go.jp/nature/yasei/ex-situ/>) を作成し、普及啓発を行いました。また、生息域外保全からの野生復帰技術の確立などを目

的としたモデル事業(動物3事業、植物2事業)を実施しました。

2 野生鳥獣の保護管理

(1) 科学的・計画的な保護管理

長期的ビジョンに立った鳥獣の科学的・計画的な保護管理を促し、鳥獣保護行政の全般的ガイドラインとしてより詳細かつ具体的な内容を記した、「鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針」に基づき、鳥獣保護区の指定、被害防止のための捕獲及びその体制の整備、違法捕獲の防止等の対策を総合的に推進しました。また、本指針は平成23年9月に見直しを行い、生物多様性保全や特定鳥獣の保護管理を推進する観点等で取組強化の方針を示しました。

狩猟者人口は、約53万人(昭和45年度)から約18万人(平成21年度)まで減少し、高齢化も進んでおり、被害防止のための捕獲に当たる従事者の確保が困難な地域も見られるなど鳥獣保護管理の担い手の育成及び確保が求められていることから、狩猟者等を対象とした研修事業や鳥獣保護管理に係る人材登録事業を実施しました。

各地でクマによる人身被害が発生したことから、関係省庁が連携して都道府県に対する情報提供や注意喚起等を実施しました。

特定鳥獣保護管理計画(以下「特定計画」という。)の技術研修会を開催し、都道府県における特定計画作成を促しました。関東地域、中部近畿地域におけるカワウについては広域協議会を、白山奥美濃地域のツキノワグマ及び関東山地のニホンジカについては連絡会議を開催し、関係者間の情報の共有等を行いました。また、関東カワウ広域協議会においては、一斉追い払い等の事業を実施しました。

適切な狩猟が鳥獣の個体数管理に果たす効果等にかんがみ、都道府県及び関係狩猟者団体に対し、事故及び違法行為の防止を徹底し、適正な狩猟を推進するための助言を行いました。

出水平野に集中的に飛来するナベヅル、マナヅル等の保護対策として、生息環境の保全、整備を実施しました。また、渡り鳥の生息状況等に関する調査として、**鳥類観測ステーションにおける鳥類標識調査**、ガンカモ類の生息調査等を実施しました。

鳥獣の生息環境が悪化した鳥獣保護区の生息地の保護及び整備を図るため、浜頓別クッチャロ湖(北海道)、宮島沼(北海道)、谷津(千葉県)、片野鴨池(石川県)、浜甲子園(兵庫県)、漫湖(沖縄県)において保全事業を実施しました。また、**ラムサール条約**湿地に登録されている国指定濁沸湖鳥獣保護区において、水鳥・湿地センターを整備しました。

野生生物保護についての普及啓発を推進するため、愛鳥週間行事の一環として東京都において第65回「全国野鳥保護のつどい」を開催したほか、小中学校及び高等学校等を対象として野生生物保護の実践活動を発表する「全国野生生物保護実績発表大会」等を開催しました。

(2) 鳥獣被害対策

野生鳥獣の生態及び行動特性を踏まえた効果的な追い払い技術の開発等の試験研究、防護柵等の被害防止施設の設置、効果的な被害防止システムの整備、捕獲獣肉利活用マニュアルの作成等の対策を推進するとともに、鳥獣との共存にも配慮した多様で健全な森林の整備・保全等を実施しました。

農山漁村地域において鳥獣による農林水産業等に係る被害が深刻な状況にあることを背景として、その防止のための施策を総合的かつ効果的に推進することにより、農林水産業の発展及び農山漁村地域の振興に寄与することを目的とする鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号)が成立し、平成20年2月から施行されました。この法律に基づき、市町村における被害防止計画の作成を推進し、鳥獣被害対策の体制整備等を推進しました。

近年、トドによる漁業被害が増大しており、トドの資源に悪影響を及ぼすことなく、被害を防ぐための対策として、被害を受ける刺網等の強度強化を促進しました。

(3) 鳥インフルエンザ対策

平成22年から23年にかけて、全国各地において野鳥や家禽等の糞や死亡個体から高病原性鳥インフルエンザウイルスが検出されたことから、これらの教訓やこれまでの成果等を踏まえ、平成20年に策定した「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」を平成23年9月に改定を行いました。同技術マニュアルに基づき、渡り鳥等を対象として、早期発見、感染範囲の把握等について、高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況調査を全国で実施し、その結果を公表するとともに、人工衛星を使った渡り鳥の飛来経路に関する調査や国指定鳥獣保護区等への渡り鳥の飛来状況についてホームページ等を通じた情報提供を行うなど、効率的かつ効果的に対策を実施しました。



コラム

地域ぐるみでの野生鳥獣管理の促進

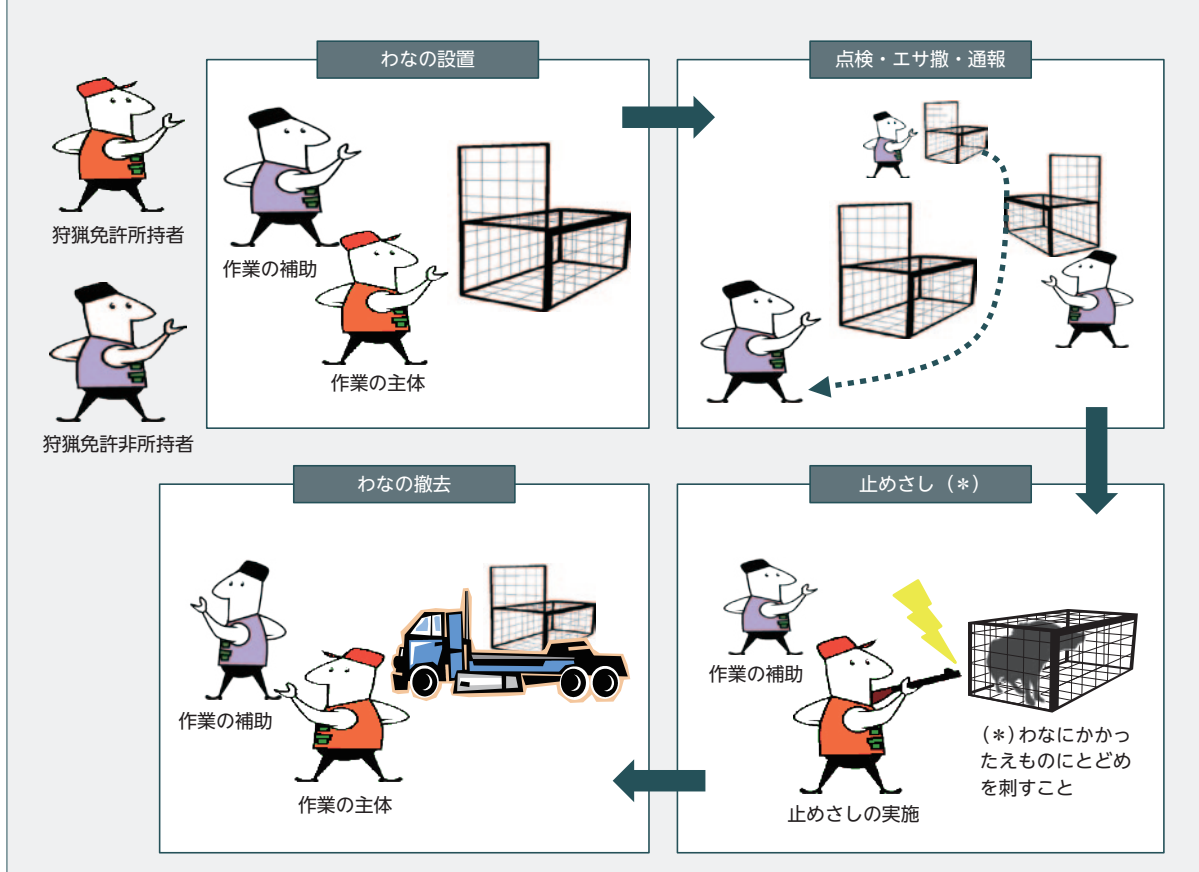
2011年（平成23年）9月に改正した「鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）では、シカやイノシシ等の増えすぎた特定鳥獣の保護管理や有害鳥獣捕獲を推進すること、特に地域ぐるみでの活動を促進するための措置を行いました。具体的には、有害鳥獣捕獲を実施するに当たり、狩猟免許を持たない者であっても講習を受講すれば免許取得者の監督下でわなによる捕獲に補助者として参画できるよう措置しました（コラム図）。この措置は、これまでは構造改革特区で認定を受けた自治体のみ実施できるものでしたが、基本指針の改正により、全国の自治体で実施可能となりました。狩猟免許を持たない農林業者や狩猟者、さらには地域住民を含めた地域全体が一体となって地域を守っていくもので、実施には相互の理解、協力が不可欠です。

長崎県平戸市では、イノシシによる農作物被害が深刻であったことから、「ながさき有害鳥獣被害防止特区」認定を受けて、2006年度（平成18年度）から特

区制度を活用した特区捕獲隊を設立し、捕獲を開始しました。特区捕獲隊は、狩猟免許取得者1名に対して10名前後の住民が免許取得者の監督の下、従事者としてわなの設置や見回り、処分などに取り組みました。捕獲隊を立ち上げるにあたり、市は地域との意見交換を重ね、10地区で始まった捕獲隊は2010年度（平成22年度）には20地区に広がり、従事者も90名から173名に増加し、行政、猟友会、地域と相互に連携しながら捕獲を進めました。

特区制度を活用したイノシシの捕獲数は、2006年度（平成18年度）が110頭、2010年度（平成22年度）には418頭にまで増加しました。狩猟免許を有しない住民が捕獲に関わることにより、捕獲の人手不足を補うだけでなく、それまで狩猟者任せだった有害鳥獣対策が、自分の農地は自分で守るとの意識の向上にもつながりました。捕獲以外の対策にも意識が向かい、防護柵の設置も推進されるなど、総合的な取組につながりました。また、地域住民同士の情報共有も進み、より効率的で効果的な捕獲が実施

地域ぐるみでの野生鳥獣管理の促進



されるようになりました。

狩猟免許を持たない者でも捕獲に参加できることが狩猟免許取得のきっかけとなり、地域の鳥獣管理の担い手の確保にもつながっています。有害鳥獣捕獲従事者数(狩猟免許取得者)は、2006年度(平成18年度)の38名から、2010年度(平成22年度)には61名にまで増加しています。また、平戸市全体における狩猟等も含めたイノシシ捕獲数も、2005年度(平成17年度)の446頭から2010年度(平成22年度)には4,799頭と大幅に増加しています。

狩猟免許取得者の監督の下、住民がイノシシの捕獲ワナを設置する様子(長崎県平戸市)



写真：長崎県平戸市

3 外来種等への対応

(1) 外来種対策

外来生物法に基づき、105種類の特定外来生物(平成24年4月現在)の輸入、飼養等を規制しています。また、奄美大島や沖縄本島北部(やんばる地域)の希少動物を捕食するマングースの防除事業、小笠原諸島内の国有林野におけるアカギ等の外来種の駆除等のほか、アライグマ、アルゼンチンアリ等についての防除モデル事業等、具体的な対策を進めました。さらに、外来種の適正な飼育に係る呼びかけ、ホームページ(<http://www.env.go.jp/nature/intro/>)等での普及啓発を実施しました。

(2) 遺伝子組換え生物への対応

バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書(以下「カルタヘナ議定書」という。)を締結するための国内制度として定められた遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成15年法律第97号。以下「カルタヘナ法」という。)に基づき、平成24年3月現在、198件の遺伝子組換え生物の環境中での使用について承認されています。また、日本版バイオセーフティクリアリングハウス(<http://www.bch.biodic.go.jp/>)を通じて、法律の枠組みや承認された遺伝子組換え生物に関する情報提供を行ったほか、主要な3つの輸入港周辺の河川敷において遺伝子組換えナタネの生物多様性への影響監視調査等を行いました。

4 動物の愛護と適正な管理

(1) 動物の愛護と適正な管理

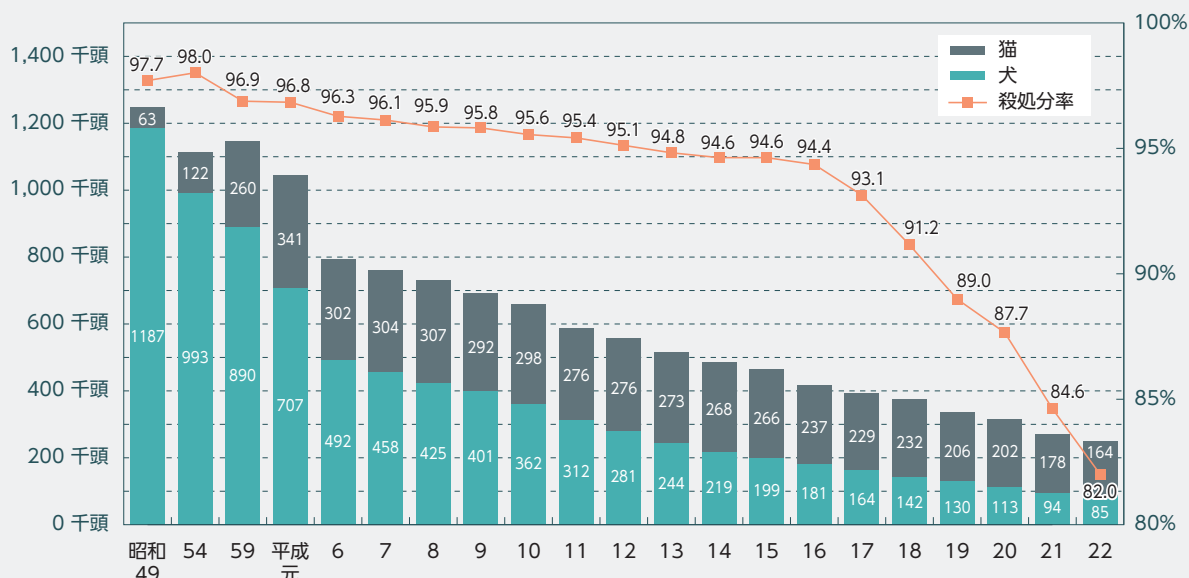
動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)の適切かつ着実な運用を図るために策定された動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針(以下「基本指針」という。)に基づき、各種施策を総合的に推進しました。これらの施策の進捗については毎年点検を行っており、このうち、飼養放棄等によって都道府県等に引取りや収容される動物については、平成22年度の犬猫の引取り数は平成16年度に比べ約40%減少し、返還・譲渡数は同じく約55%増加しました。殺処分数は毎年減少傾向にあり、約20万頭(調査を始めた昭和49年度の約6分の1)まで減少しました(図2-3-2)。

これらの動物の譲渡及び返還を促進するため、都道府県等の収容・譲渡施設の整備に係る費用の補助を行いました。さらに、マイクロチップによる個体識別措置を推進するため、普及啓発に係る事業を行いました。マイクロチップの登録数は年々増加しており、平成24年3月末現在累計約60万件となっていますが、犬猫等の飼養数全体から見ればまだ3%程度にすぎず、引き続き普及のための取組が必要です。

広く国民が動物の虐待の防止や適正な取扱いなどに関して正しい知識と理解を持つため、関係行政機関、団体との協力の下、“備えよう！いつも一緒にいたいから”をテーマとして、上野公園で動物愛護週間中央行事「動物愛護ふれあいフェスティバル」を開催したほか、106の関係自治体等において各種行事が実施され



図2-3-2 全国の犬猫の引取り数の推移



平成17年度以前の殺処分率は、狂犬病予防法に基づく抑留を勘案した推計値
資料：環境省

ました。さらに、災害発生時のペットの安全・健康について、普及啓発を図りました。

現行の動物の愛護及び管理に関する法律は、施行から5年を目処に見直しの検討をすることとされているため、平成22年度から計25回にわたり「動物愛護管理のあり方検討小委員会」を開催し、各種課題について検討し、最終報告書のとりまとめを行いました。

愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成20年法律第83号。ペットフード安全法）は、平成23年9月1日にペットフードの基準・規格を定めた省令を改正し、新たな汚染物質の含有基準を定めました。

(2) 東日本大震災にかかる被災ペット対応

震災発生以降、各自治体や緊急災害時動物救援本部（（公財）日本動物愛護協会、（公社）日本動物福祉協会、（公社）日本愛玩動物協会、（公社）日本獣医師会）等と連携して被災ペットの救護を支援してきました。緊急災害時動物救援本部を構成する4団体や（社）ペットフード協会等を含めた動物愛護の関連15団体に向けて協力要請を行い、人的支援、ペットフード等の物資の提供、義援金の募集及び配布等の支援が得られました。また、避難所において同行避難している動物用の

スペースを設けるために、ケージ2,542個及びビント56張を購入し、被災自治体や被災者受入自治体に配布しました。

福島県については、東京電力福島第一原子力発電所の事故により、警戒区域内に多くのペットが取り残されたため、福島県と全面的に協力し、他の自治体、緊急災害時動物救援本部、獣医師等の協力を得て、被災ペットの保護活動を実施しました。平成23年5月10日から8月26日までは、住民の一時立入と連動して、住民が繋ぎ止めたペットの保護回収を行い、一時立入が一巡した9月以降は、放浪している犬及び猫を対象に保護活動を実施しました。また、民間団体が被災ペットの保護を目的として警戒区域内に立ち入る際の基準を定めたガイドラインを作成し、これに基づき、平成23年12月5日から27日までの間、16の民間団体が公益立入の許可を得て、被災ペットの保護活動を実施しました。これらの活動により、警戒区域から保護された被災ペットは、犬462頭、猫619頭になります（平成24年4月4日現在）。このうち、元の飼い主へ返還された犬猫以外は、福島県の一時収容施設や福島県内外の動物病院等における一時預かりにより飼養管理されています。また、飼い主不明の犬猫等については、新しい飼い主への譲渡も行っています。

5 遺伝資源等の持続可能な利用

(1) 遺伝資源の利用と保存

医薬品の開発や農作物の品種改良など、生物資源がもつ有用性の価値は拡大する一方、世界的に見れば森

林の減少や砂漠化の進行などにより、多様な遺伝資源が減少・消失の危機に瀕しており、貴重な遺伝資源を収集・保存し、次世代に引き継ぐとともに、これを積極的に活用していくことが重要となっています。

農林水産分野では、関係機関が連携して、動植物、微生物、DNA、林木、水産生物などの国内外の遺伝資源の収集、保存などを行っており、植物遺伝資源24万点をはじめ、世界有数のジーンバンクとして利用者への配布・情報提供を行っています。平成22年度には、新たに植物遺伝資源約6,900点等を追加しました。また、海外から研究者を受け入れ、遺伝資源の保護と利用のための研修を行いました。

ライフサイエンス研究の基盤となる研究用動植物等のバイオリソースのうち、マウス、シロイヌナズナ等の27のリソースについて、「ナショナルバイオリソースプロジェクト」により、大学・独立行政法人理化学研究所等において、生物遺伝資源の戦略的・体系的な収集・保存・提供を行いました。

また、遺伝資源へのアクセスと利益配分について定めた**名古屋議定書**の早期発効や効果的实施に係る取組を進めました。

(2) 微生物資源の利用と保存

独立行政法人製品評価技術基盤機構を通じた資源保有国との**生物多様性条約**の精神に則った国際的取組の実施などにより、資源保有国への技術移転、わが国の企業への海外の微生物資源の利用機会の提供などを行いました。

わが国の微生物などに関する中核的な生物遺伝資源機関である独立行政法人製品評価技術基盤機構生物遺伝資源センターにおいて、生物遺伝資源の収集、保存などを行うとともに、これらの資源に関する情報(分類、塩基配列、遺伝子機能などに関する情報)を整備し、生物遺伝資源とあわせて提供しました。

(3) バイオマス資源の利用

第3章第3節を参照。

第4節 森・里・川・海のつながりを確保する取組

1 生態系ネットワーク

優れた自然環境を有する地域を核として、これらを有機的につなぐことにより、生物の息息・生育空間のつながりや適切な配置を確保する**生態系ネットワーク(エコロジカル・ネットワーク)**を形成するため、平成20年度に全国レベルのエコロジカル・ネットワーク構想の検討を開始し、21年度に「全国エコロジカル・ネットワーク構想」を取りまとめました。また、国有林

野においては、保全すべき森林生態系の核となる「保護林」相互を連結する「**緑の回廊**」の設定を進めています。平成23年4月現在、24か所約586千haが設定され、生態系に配慮した施業やモニタリング調査等を実施することにより、より広範で効果的な森林生態系保全の取組を推進しています。

2 重要地域の保全

(1) 自然環境保全地域

自然環境保全法(昭和47年法律第85号)に基づく保護地域には、国が指定する原生自然環境保全地域と自然環境保全地域、都道府県が条例により指定する都道府県自然環境保全地域があります。これらの地域は、極力、自然環境をそのまま維持しようとする地域であり、わが国の生物多様性の保全にとって重要な役割を担っています。

平成24年3月現在、原生自然環境保全地域として5地域(5,631ha)、自然環境保全地域として10地域(21,593ha)を指定しています。これらについて生態系の現況把握や標識の整備等を通じて、適正な保全管理に努めました。また、都道府県自然環境保全地域として541地域(77,342ha)が指定されています。

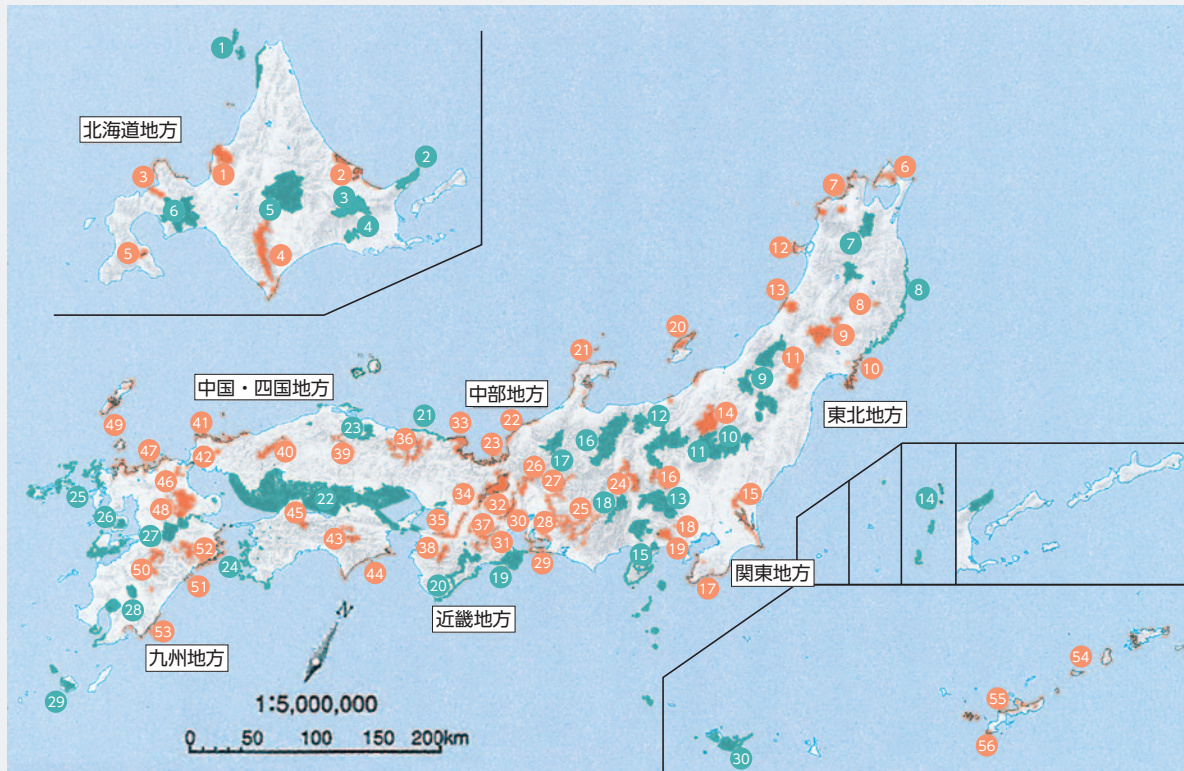
(2) 自然公園

ア 公園区域及び公園計画の見直し

自然公園法に基づいて指定される国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園は、国土の14.3%を占めており(図2-4-1)、国立・国定公園にあっては、適正な保護及び利用の増進を図るため、公園を取り巻く社会条件等の変化に応じ、公園区域及び**公園計画**の見直しを行っています。

平成23年度は、釧路湿原国立公園、南アルプス国立公園、阿蘇くじゅう国立公園、越前加賀海岸国定公園、琵琶湖国定公園の公園区域や公園計画の見直しを実施しました。また、霧島屋久国立公園については、錦江湾地域(22,204ha)を編入した上で、火山景観を景観の主構成要素とする霧島錦江湾国立公園と、島嶼生態

図2-4-1 国立公園及び国定公園の配置図



国立公園		国定公園		
1 利尻礼文サロベツ	20 吉野熊野	1 暑寒別天売焼尻	20 佐渡弥彦米山	39 比婆道後帝釈
2 知床	21 山陰海岸	2 網走	21 能登半島	40 西中国山地
3 阿寒	22 瀬戸内海	3 ニセコ積丹小樽海岸	22 越前加賀海岸	41 北長門海岸
4 釧路湿原	23 大山隠岐	4 日高山脈襟裳	23 若狭湾	42 秋吉台
5 大雪山	24 足摺宇和海	5 大沼	24 八ヶ岳中信高原	43 剣山
6 支笏洞爺	25 西海	6 下北半島	25 天竜奥三河	44 室戸阿南海岸
7 十和田八幡平	26 雲仙天草	7 津軽	26 揖斐関ヶ原養老	45 石鎚
8 陸中海岸	27 阿蘇くじゅう	8 早池峰	27 飛騨木曾川	46 北九州
9 磐梯朝日	28 霧島錦江湾	9 栗駒	28 愛知高原	47 玄海
10 日光	29 屋久島	10 南三陸金華山	29 三河湾	48 耶馬日田英彦山
11 尾瀬	30 西表石垣	11 蔵王	30 鈴鹿	49 彦岐対馬
12 上信越高原		12 男鹿	31 室生赤目青山	50 九州中央山地
13 秩父多摩甲斐		13 鳥海	32 琵琶湖	51 日豊海岸
14 小笠原		14 越後三山只見	33 丹後天橋立大江山	52 祖母傾
15 富士箱根伊豆		15 水郷筑波	34 明治の森筑面	53 日南海岸
16 中部山岳		16 妙義荒船佐久高原	35 金剛生駒紀泉	54 奄美群島
17 白山		17 南房総	36 氷ノ山後山那岐山	55 沖縄海岸
18 南アルプス		18 明治の森高尾	37 大和青垣	56 沖縄戦跡
19 伊勢志摩		19 丹沢大山	38 高野龍神	

資料：環境省

系を景観の主構成要素とする屋久島国立公園に再編成しました。さらに、西表石垣国立公園については、波照間島及び鳩間島とその周辺海域、石西礁湖等を拡張(19,010ha)するとともに、そのうち良好なサンゴ礁や干潟等の海域を海域公園地区に新たに指定(12,636ha)し、海域保護の大幅な強化を図りました。霧島錦江湾国立公園及び西表石垣国立公園は、平成22年10月に公表した国立・国定公園総点検事業(国立・国定公園の資質に関する総点検を行い、国立・国定公園の指定又は大規模な拡張の対象となり得る候補地を

選定したもの。)により選定した候補地のうち、最初は大規模な拡張を実施したものです。

イ 自然公園の管理の充実

生態系維持回復事業制度については、生態系維持回復事業計画を平成23年3月現在、知床国立公園、尾瀬国立公園、白山国立公園、南アルプス国立公園、霧島錦江湾国立公園、屋久島国立公園で関係省が共同して策定しました。同計画に基づきシカによる自然植生等

への食害対策や外来種防除対策等、生態系被害に対する総合的かつ順応的な対策を実施しました。生態系を適切に管理していくために、国立公園のうち重点的な対策を要する小笠原国立公園及び西表石垣国立公園において、外来種による生態系被害の調査モニタリング及び防除計画を策定し、外来種防除事業により外来種の密度を減少させて固有の生態系の維持・回復を図る取組を行いました。また、国立・国定公園内の植生や自然環境の復元等を目的とし、釧路湿原国立公園等において、植生復元施設や自然再生施設等の整備を推進しました。

全国で2例目の利用調整地区となる知床国立公園知床五湖利用調整地区について、平成23年5月より運用を開始し、自然環境の保全と適正な利用を推進しました。

国立公園のうち自然保護上特に重要な地域を対象に、厳正な保護を図るため民有地の買い上げを行いました。また、アクティブ・レンジャーを全国に配置し、現場管理の充実に努めました。

地域との連携による公園管理については、**自然公園法**に基づく**公園管理団体**に、平成23年3月末現在、国立公園で5団体と国定公園で2団体が指定されています。

国立公園等の貴重な自然環境を有する地域において、自然や社会状況を熟知した地元住民等を雇用し、シマフクロウやライチョウ等の貴重な野生生物の保護対策、オオハングソウやウチダザリガニ等の外来種の駆除、景観対策としての展望地の再整備、登山道の補修等の作業を「国立公園等民間活用特定自然環境保全活動（グリーンワーカー）事業」により行いました。

ウ 自然公園における適正な利用の推進

自動車乗入れの増大により、植生への悪影響、快適・安全な公園利用の阻害等が生じているため、「国立公園内における自動車利用適正化要綱」に基づき、平成23年度には、大雪山国立公園の高原温泉や中部山岳国立公園の上高地等の19国立公園において、自家用車に代わるバス運行等の対策を地域関係機関との協力の下、実施しました。

国立公園等の山岳地域における環境浄化及び安全対策を図るため、山小屋事業者等がし尿・廃水処理施設等の整備を行う場合に、その経費の一部を補助しており、平成23年度は北アルプス等の山小屋のし尿処理施設の整備を実施しました。

(3) 鳥獣保護区

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）に基づき、鳥獣の保護を図るため特に必要がある区域を国指定鳥獣保護区に指定しています。

平成23年度は、与那覇湾（よなはわん）、池間（いけま）を新たに指定し、平成24年3月末現在、全国の国指定鳥獣保護区は79か所、577,175ha、同特別保護地区は64か所、156,128ha、同特別保護指定地域は2か所、1,159haとなっています。

(4) 生息地等保護区

種の保存法に基づき、国内希少野生動植物種の生息・生育地として重要な地域を生息地等保護区に指定しており、平成24年3月末現在、全国の生息地等保護区は9か所、885ha、このうち管理地区は9か所、385haとなっています。

(5) 名勝（自然的なもの）、天然記念物

文化財保護法（昭和25年法律第214号）に基づき、日本の峡谷、海浜等の名勝地で観賞上価値の高いものを名勝（自然的なもの）に、動植物、地質鉱物等で学術上価値の高いものを天然記念物に指定しており、平成23年3月現在、名勝（自然的なもの）は152件（うち特別名勝12件）、天然記念物は985件（うち特別天然記念物75件）を指定しています。さらに、天然記念物の衰退に対処するため関係地方公共団体と連携して、特別天然記念物コウノトリの野生復帰事業など25件について再生事業を実施しました。

(6) 保護林、保安林

わが国の森林のうち、優れた自然環境の保全を含む公益的機能の発揮のため特に必要な森林を保安林として計画的に指定し、適正な管理を行いました。また、国有林野のうち、自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存等を図る上で重要な役割を果たしている森林については「森林と人との共生林」に区分し、自然環境の保全を第一とした管理経営を行いました。特に、原生的な森林生態系や貴重な野生動植物の生息・生育地等について、「保護林」の設定等を推進しました。平成23年4月現在で840か所、約90万haの「保護林」が設定され、モニタリング調査等による適切な保全・管理を推進しました。

(7) 景観の保全

景観の保全に関しては、自然公園法によってすぐれた自然の風景地を保護しているほか、**景観法**（平成16年法律第110号）に基づき、平成24年3月現在、326団体で景観計画が定められています。また、文化財保護法により、平成21年3月現在、人と自然との関わりの中でつくり出されてきた重要文化的景観を19地域選定しています。



表2-4-1 数値で見る重要地域の状況

保護地域名等	地種区分等	年月	箇所数等
自然環境保全地域	原生自然環境保全地域の箇所数及び面積	H23.3	5地域 (5,631ha)
	自然環境保全地域の箇所数及び面積		10地域 (21,593ha)
国立公園	箇所数、面積	H23.4	30公園 (2,091千ha)
	特別地域の割合、面積（特別保護地区を除く）		58.7% (1,228千ha)
	特別保護地区の割合、面積		13.3% (278千ha)
	海域公園地区の地区数、面積		67地区 (15,772.9ha)
国定公園	箇所数、指定面積	H23.4	56公園 (1,363千ha)
	特別地域の割合、面積（特別保護地区を除く）		88.2% (1,202千ha)
	特別保護地区の割合、面積		4.9% (66千ha)
	海域公園地区の地区数、面積		32地区 (1,998ha)
国指定鳥獣保護区	箇所数、指定面積	H24.3	79か所 (577千ha)
	特別保護地区の箇所数、面積		64か所 (156千ha)
生息地等保護区	箇所数、指定面積	H24.3	9か所 (885ha)
	管理地区の箇所数、面積		9か所 (385ha)
保安林	面積（実面積）	H23.3	12,023千ha
保護林	箇所数、面積	H22.4	843か所 (78万ha)
文化財	名勝（自然的なもの）の指定数（特別名勝）	H23.3	152 (12)
	天然記念物の指定数（特別天然記念物）		985 (75)
	重要文化的景観		19件

資料：環境省、農林水産省、国土交通省、文部科学省

3 自然再生の推進

自然再生推進法（平成14年法律第148号）に基づく自然再生協議会は、平成24年3月末現在、全国で24か所となっています（図2-4-2）。このうち24か所すべての協議会で自然再生全体構想が作成され、うち16か所で自然再生事業実施計画が作成されています。

平成23年度は、国立公園における直轄事業7地区、自然環境整備交付金で地方公共団体を支援する事業8地区の計15地区で自然再生事業を実施しました。これらの地区では、生態系調査や事業計画の作成、事業の実施、自然再生を通じた自然環境学習等を行いました。

4 農林水産業

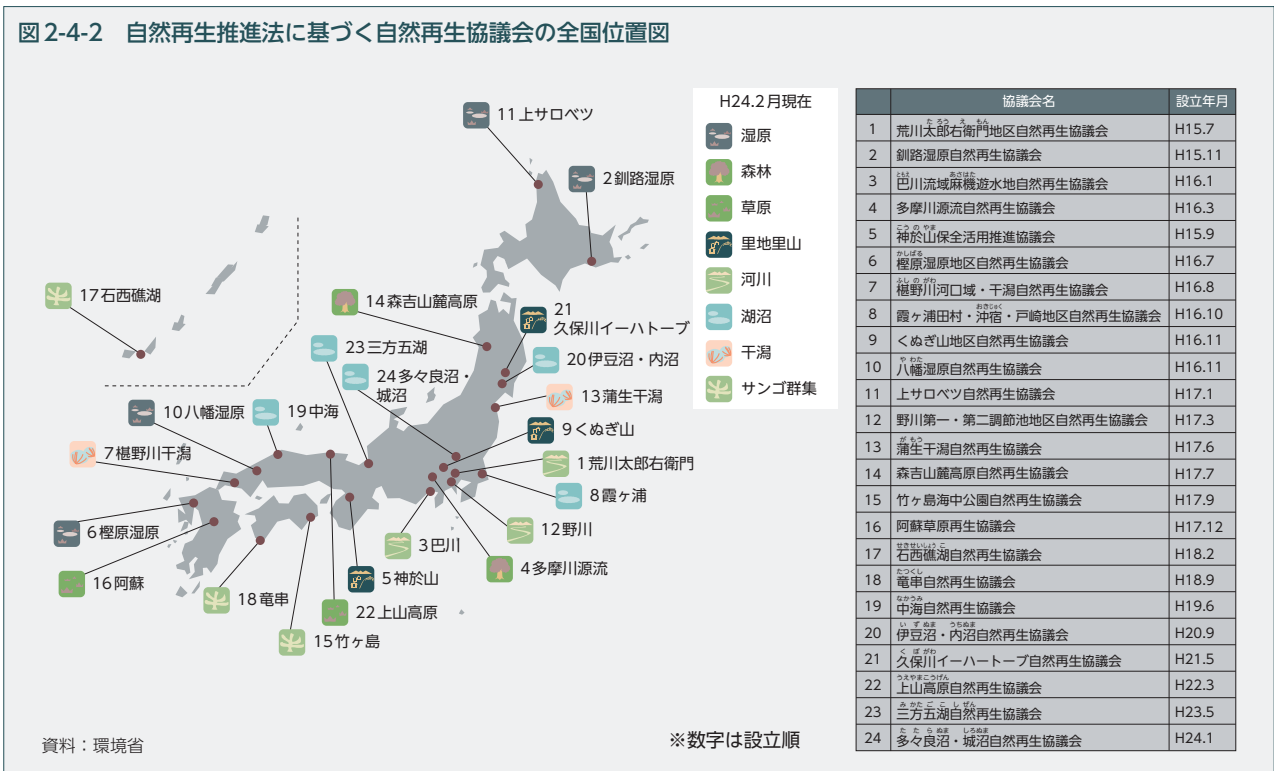
農林水産業は自然に働きかけ、その恵みを享受する生産活動です。このため、生物多様性の保全を重視した農林水産業を推進するための指針として「農林水産省生物多様性戦略」を平成19年7月に策定し、生物多様性の保全に資する施策の実施に取り組んできました。

その後、平成22年に開催された**COP10**の決議等を踏まえ、「農林水産省生物多様性戦略検討会」にて議論

を重ね、平成24年2月に戦略について所要の改定を行いました。

本戦略は、農林水産分野における生物多様性の保全や持続可能な利用を強力に推進するための指針として、概ね今後10年間を見通した上での課題や施策の方向性を明らかにするとともに、今後5年間程度における具体的な施策を示すものです。

図2-4-2 自然再生推進法に基づく自然再生協議会の全国位置図



5 里地里山・田園地域

(1) 里地里山

里地里山は、集落を取り巻く二次林と人工林、農地、ため池、草原などを構成要素としており、人為による適度なく乱によって特有の環境が形成・維持され、固有種を含む多くの野生生物を育む地域となっています。また、希少種が集中して分布している地域の半数近くが里地里山に含まれています。

このような里地里山の環境は、これまで農林業者など地域の人々が農林業生産や生活の場として利用することにより維持されてきましたが、燃料改革や営農形態の変化など社会経済の変化に伴う森林や農地の利用の低下に加え、人口の減少や高齢化の進行に伴う農林業者や集落の活力の低下により里地里山における人間活動が縮小してきており、生物の生息・生育環境の悪化や衰退が進んでいます。こうした背景を踏まえ、都市住民等のボランティア活動への参加を促進するため、ホームページ等により活動場所や専門家の紹介等を行うとともに、研修会等を開催し里地里山の保全・活用に向けた活動の継続・促進のための助言等の支援を実施しました。また、これから保全活用の取組を始めようとする地域や活動団体等の関心に応じた「目的・進め方」とその実現に向けた「手法」から、役に立ちそうな取組事例を検索可能とした里なびデータベース及び事例集を作成しました。

特別緑地保全地区等に含まれる里地里山については、土地所有者と地方公共団体等との管理協定の締結によ

る持続的な管理や市民への公開などの取組を推進しました。

棚田や里山といった地域における人々と自然との関わりの中で形成されてきた文化的景観の保存活用のために行う調査、保存計画策定、整備、普及・啓発事業を補助する文化的景観保護推進事業を実施しました。

上下流連携いきいき流域プロジェクトにより、里山林等における森林保全活動や多様な利用活動への支援を実施しました。

(2) 田園地域

農業農村整備事業においては、環境との調和への配慮の基本方針に基づき事業を実施するとともに、生態系の保全に配慮しながら生活環境の整備等を総合的に行う事業等に助成し、農業の有する多面的機能の発揮や魅力ある田園空間の形成を促進しました。農村地域の生物や生息環境の情報の調査・地理情報化を行い、生物の生息・生育地と水路等の農業用施設との生態系ネットワーク化を図る技術の開発を進めました。また、地域の生態系を代表する種を「保全対象種」として示し、農家や地域住民の理解を得ながら生物多様性保全の視点を取り入れた基盤整備事業を推進しました。

また、景観保全、自然再生活動の推進・定着を図るため、地域密着で活動を行っているNPO等に対し支援を実施するとともに、農業生産活動と調和した自然環境の保全・再生活動の普及・啓発のため、「田園自然



再生活動コンクール」の実施を支援しました。

棚田における農業生産活動により生ずる国土の保全、水源のかん養等の多面的機能を持続的に発揮していくため、棚田等の保全・利活用活動を推進したほか、農村の景観や環境を良好に整備・管理していくために、地域住民、地元企業、地方公共団体等が一体となって身近な環境を見直し、自ら改善していく地域の環境改善活動（グラウンドワーク）の推進を図るための事業を行いました。また、地域の創意と工夫をより生かした「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」により、自然再生の視点に基づく環境創造型の整備を推進しまし

6 森林

森林のもつ多面的機能を持続的に発揮させるため、多様な森林づくりを推進しました。また、森林の保全を図るため、特に公益的機能の発揮が必要な森林を保安林に指定し、伐採・転用等の規制を行うとともに、豪雨や地震等による山地災害の防止を図るため、周辺の生態系に配慮しつつ荒廃地等の復旧整備や機能の低い森林の整備等を行う治山事業を計画的に実施したほか、松くい虫等の病害虫や野生鳥獣による森林の被害対策の総合的な実施、林野火災予防対策や森林保全推進員による森林パトロールの実施、啓発活動を推進しました。また、東日本大震災により被災した海岸防災林の復旧・再生に向けて、平成24年2月に「今後における海岸防災林の再生について」を取りまとめるなど、復旧・再生に取り組みました。

森林を社会全体で支えるという国民意識の醸成を図るため、企業、森林ボランティア等広範な主体による森林づくり活動、全国植樹祭等国土緑化行事及び「みどりの日」・「みどりの月間」を中心に行う緑化運動、巨樹・巨木林や里山林等身近な森林・樹木の適切な保全・管理のための技術開発及び普及啓発活動を支援するとともに、森林でのさまざまな体験活動を通じて、森林のもつ多面的機能等に対する国民の理解を促進する森林環境教育や、市民やボランティア団体等による里山林の保全・利用活動など、森林の多様な利用及びこれらに対応した整備を推進しました。

7 都市

(1) 緑地、水辺の保全・再生・創出・管理

緑豊かで良好な都市環境の形成を図るため、都市緑地法（昭和48年法律第72号）に基づく特別緑地保全地区の指定を推進するとともに、地方公共団体等による土地の買入れ等を推進しました。また、平成23年10月、市町村が定める緑の基本計画の参考資料として、「緑の基本計画における生物多様性の確保に関する技術的

た。

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号）に基づき、土づくりと化学肥料・化学合成農薬の使用低減に一体的に取り組む農業者（**エコファーマー**）の育成等を推進するとともに、有機農業の推進に関する法律（平成18年法律第112号）に基づく有機農業の推進に関する基本的な方針に即し、産地の販売企画力、生産技術力強化、販路拡大、栽培技術の体系化の取組等の支援、施設の整備に関する支援を行いました。

森林の状態とその変化の動向を継続的に把握するための森林資源のモニタリング調査を実施するとともに、これまでのデータを活用して動態変化を解析する手法の検討を行いました。

COP10の日本開催等を契機として、**生物多様性国家戦略2010**や平成21年7月に取りまとめられた「森林における生物多様性の保全及び持続可能な利用の推進方策」に基づき、森林生態系の調査のほか、森林の保護・管理技術の開発など、森林における生物多様性の保全及び持続可能な利用に向けた施策を推進するとともに、わが国における森林の生物多様性保全に係わる取組を国内外に発信しました。

国有林野については、公益的機能の維持増進を旨とする管理経営の方針の下で、林木だけでなく下層植生や動物相、表土の保全等森林生態系全般に着目し、人工林の間伐や長伐期化、広葉樹の導入による育成複層林への誘導を図るなど、自然環境の維持・形成に配慮した多様な森林施業を推進しました。優れた自然環境を有する森林の保全・管理や国有林野を活用して民間団体等が行う自然再生活動を積極的に推進しました。さらに、野生鳥獣との棲み分け、共存を可能にする地域づくりに取り組むため、地域等と連携し、野生鳥獣との共存に向けた生息環境の整備と個体数管理等の総合的な対策を実施しました。

配慮事項」を策定しました。

首都圏近郊緑地保全法（昭和41年法律第101号）及び近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和42年法律第103号）に基づき指定された近郊緑地保全区域において、地方公共団体等による土地の買入れ等を推進しました。都市緑化に関しては、緑が不足している市街地等において、緑化地域制度や緑化施設整備計画認定制度等の活用により建築物の敷地内の空地や屋上等の民

有地における緑化を推進するとともに、市民緑地の指定や緑地協定の締結を推進しました。さらに、風致に富むまちづくり推進の観点から、風致地区の指定を推進しました。

緑化推進連絡会議を中心に、国土の緑化に関し、全国的な幅広い緑化推進運動の展開を図りました。また、都市緑化の推進として、「春季における都市緑化推進運動」期間(4~6月)、「都市緑化月間」(10月)を中心に、普及啓発活動を実施しました。

都市における多様な生物の生息・生育地となるせせらぎ水路の整備や下水処理水の再利用等による水辺の保全・再生・創出を図りました。

8 河川・湿原

(1) 河川の保全・再生

河川やダム湖等における生物の生息・生育状況の調査を行う「河川水辺の国勢調査」を実施し、結果を河川環境データベース (<https://www5.river.go.jp/database/databasetop.html>)として公表しています。また、世界最大規模の実験河川を有する自然共生研究センターにおいて、河川や湖沼の自然環境保全・復元のための研究を進めました。加えて、生態学的な観点より河川を理解し、川のあるべき姿を探るために、河川生態学術研究を進めました。

地域住民やNPO、関係機関等と連携を図りながら、河川や乾燥化傾向にある湿地や干潟などの再生を進めることにより、生物の良好な生息・生育環境を復元しています。また、平成18年10月に策定した「多自然川づくり基本方針」及び20年3月に策定した「中小河川に関する河道計画の技術基準」に基づき、より一層、河川環境の保全と創出に向けた取組を推進しました。さらに、災害復旧事業においても、「美しい山河を守る災害復旧基本方針」に基づき、河川環境の保全・復元の目的を徹底しました。

(2) 湿地の保全・再生

湿原や干潟等の湿地は、多様な動植物の生息・生育

(2) 都市公園の整備

都市における緑とオープンスペースを確保し、水と緑が豊かで美しい都市生活空間等の形成を実現するため、都市公園の整備、緑地の保全、民有緑地の公開に必要な施設整備を支援する「都市公園等事業」を実施しました。

(3) 国民公園及び戦没者墓苑

旧皇室苑地として広く一般に利用され親しまれている国民公園(皇居外苑、京都御苑、新宿御苑)及び千鳥ヶ淵戦没者墓苑では、その環境を維持するため、施設の改修、園内の清掃、芝生・樹木の手入れ等を行いました。

地等として重要な場です。しかし、これらの湿地は全国的に減少・劣化の傾向にあるため、その保全の強化と、すでに失われてしまった湿地の再生・修復の手だてを講じることが必要です。

特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地の保全に関する条約(以下「ラムサール条約」という。)に関しては、国内に37か所のラムサール条約湿地を指定しています。また、湿原、河川、湖沼、干潟、藻場、マングローブ林、サンゴ礁など、国内の500か所の湿地を「重要湿地500」として選定しています。これらの湿地とその周辺における保全上の配慮の必要性について普及啓発を進めました。

過去の開発等により失われた河川などの良好な自然環境の保全・再生を図るため、平成20年は、釧路川等37水系において湿地等の整備に取り組みました。

(3) 土砂災害対策に当たっての環境配慮

生物多様性を保全しながら土砂災害から住民の安全・財産を守る砂防事業を進めるため、六甲地区等、都市周縁に広がる山麓斜面において、グリーンベルトとして一連の樹林帯を整備しました。また、生物の良好な生息・生育環境を有する溪流や里山等を保全・再生するため、NPO等と連携した山腹工などを実施しました。

9 沿岸・海洋

(1) 沿岸・海洋域の保全

海洋基本計画に基づき、わが国における海洋保護区の設定のあり方を明確化しました。また、海洋生物多

様性保全戦略に基づき、生物多様性の保全上重要度の高い海域(重要海域)の抽出に向けた検討を開始するなど、海洋生物多様性の保全に向けた検討を進めました。

ウミガメの産卵地となる海浜については、**自然公園**

法に基づく乗入れ規制地区に指定されている地区においてオフロード車等の進入を禁止するなどにより保護を図りました。

有明海・八代海における海域環境調査、東京湾における水質等のモニタリング、海洋短波レーダーを活用した生物調査、水産資源に関する調査や海域環境情報システムの運用等を行いました。

サンゴ礁生態系保全行動計画に基づく保全の取組を推進すると共に、行動計画の進捗状況を点検しました。

(2) 水産資源の保護管理

水産資源の保護・管理については、漁業法（昭和24年法律第267号）及び水産資源保護法（昭和26年法律第313号）に基づく採捕制限等の規制や、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）に基づく海洋生物資源の採捕量の管理及び漁獲努力量に着目した管理を行ったほか、①保護水面の管理等、②「資源回復計画」の作成・実施、③外来魚の駆除、環境・生態系と調和した増殖・管理手法の開発、魚道や産卵場の造成等、④ミンククジラ等の生態、資源量、回遊等調査、⑤ウミガメ（ヒメウミガメ、オサガメ）、鯨類（シロナガスクジラ、ホッキョククジラ、スナメリ、コククジラ）及びジュゴンの原則採捕禁止等、⑥減少の著しい水生生物に関するデータブックの掲載種に係る現地調査及び保護手法の検討、⑦サメ類の保存・管理及び海鳥の偶発的捕獲の対策に関する行動計画の実施促進、⑧混獲防止技術の開発等を実施しました。

海洋生物の生理機能を解明して革新的な生産につなげる研究開発と生物資源の正確な資源量の変動予測を目的に生態系を総合的に解明する研究開発を実施する

とともに、科学技術振興機構の戦略的創造研究推進事業として海洋生物の観測・モニタリング技術の研究開発を推進しました。

(3) 海岸環境の整備

海岸保全施設の整備においては、海岸法の目的である防護・環境・利用の調和に配慮した整備を実施しました。

(4) 港湾及び漁港・漁場における環境の整備

港の良好な自然環境の市民による利活用を促進し、自然環境の大切さを学ぶ機会の充実を図るため、自治体やNPOなどが行う自然体験・環境教育活動等の場ともなる藻場・干潟等の整備を行いました。また、海辺の自然環境を活かした自然体験・環境教育を行う「海辺の自然学校」等の取組を推進しました。

漁港・漁場では、水産資源の持続的な利用と豊かな自然環境の創造を図るため、漁港区域内の汚泥・ヘドロの除去等の整備を行う水域環境保全対策を2地区で実施したほか、水産動植物の生息・繁殖に配慮した構造を有する護岸等の整備を総合的に行う「自然調和・活用型漁港漁場づくり推進事業」を全国11地区で実施しました。また、藻場・干潟の保全等を推進するとともに、漁場環境を保全するための森林整備に46都道府県で取り組みました。さらに、木材利用率が高い増殖礁の開発や漁場機能を強化する技術の開発・実証に全国14地区で取り組みました。加えて、サンゴの有性生殖による種苗生産を中心としたサンゴ増殖技術の開発に取り組みました。

第5節 地球規模の視野を持って行動する取組

1 国際的取組

(1) 生物多様性条約

ア COP10決定事項の実施

生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）において採択された愛知目標を踏まえ、生物多様性に関する国内施策の充実及び国際的な連携の強化を図るため、**生物多様性国家戦略の改定作業を進めました。**

愛知目標の達成を含め、生物多様性条約に基づく取組を地球規模で推進していくためには、途上国への資金供与や技術移転、能力養成が必要であることが強く指摘されています。このため、わが国は、途上国の能力養成等を支援するため、「生物多様性日本基金」とし

て平成22年度及び平成23年度にそれぞれ10億円と40億円を条約事務局に拠出しました。本基金を活用し、途上国における生物多様性国家戦略の策定・改定を支援するワークショップ開催などが進められています。

わが国は、平成24年10月にインド・ハイデラバードにおいて開催される生物多様性条約第11回締約国会議（COP11）までの間COP議長国を務めます。このため、COP10決定事項の実施に関する議論やCOP11に向けた事前交渉を行う条約の作業部会や補助機関会合では、議長国として、条約事務局と協力しつつ、運営や議論のとりまとめに尽力するとともに、締約国として積極的に交渉に参加しました。また、条約の伝統的知識等に関する第7回作業部会について開催支援を行いました



た。

イ 名古屋議定書

わが国は、平成23年5月に米国・ニューヨークの国連本部で開催された**名古屋議定書署名式典**において、名古屋議定書に署名しました。また、各産業界の有識者や学識経験者で構成される懇談会を開催し、そこで得られた意見等も参考にし、名古屋議定書の早期締結に向けて関係省庁で国内措置の検討を進めました。あわせて、名古屋議定書の締約国会議開催のための第1回政府間委員会(平成23年6月、カナダ・モントリオール)において、議定書の実施に向けた国際的な議論に積極的に参加しました。

平成23年3月に、名古屋議定書の早期発効や効果的な実施に貢献するため、世界銀行に名古屋議定書実施基金が設置されました。本基金は**地球環境ファシリティ(GEF)**が管理・運営しており、各国の国内制度の発展、遺伝資源の保全及び持続可能な利用に係る技術移転、民間セクターの参加促進、先住民や地域社会の能力構築等の活動を支援しています。わが国は、**COP10**時に本基金の構想について支援を表明しており、平成23年度に10億円を拠出しました。

ウ SATOYAMA イニシアティブ

COP10において、締約国会議として**SATOYAMA イニシアティブ**を生物多様性及び人間の福利のために人為的影響を受けた自然環境をより理解・支援する有用なツールとなりうるものとして認識し、締約国その他の政府及び関連する機関に対して、SATOYAMA イニシアティブを更に発展させるために、**SATOYAMA イニシアティブ国際パートナーシップ(IPS)**への参加を勧奨すること等を含む決定が行われました。

このCOP10での決定をふまえ、SATOYAMA イニシアティブを国際的に推進するため、COP10期間中に発足したIPSを通じて、参加団体間の情報共有や連携した活動の促進を行いました。

SATOYAMA イニシアティブを推進するため、国連開発計画(UNDP)を実施機関とし、**生物多様性条約事務局**、国連大学と連携して、途上国の地域コミュニティによる二次的自然環境の維持・再構築のための現地活動を支援するとともに、その現地活動の成果に関する知見を集約・発信していく「SATOYAMA イニシアティブ推進プログラム(COMDEKS)」を平成23年6月に設立しました。

平成24年3月には、IPSの第2回定例会合をケニアのナイロビで開催し、IPSの活動報告、新規加入団体及び協力活動の紹介、テーマごとの意見交換等を行いました。平成24年3月現在、IPSの会員は16か国の政府機関を含む117団体となりました。

(2) カルタヘナ議定書

国内担保法である**カルタヘナ法**に基づき、議定書で求められている遺伝子組換え生物等の使用等の規制に関する措置を実施しました。また、「**名古屋・クアラルンプール補足議定書**」について、わが国は平成24年3月2日に署名を行い、関係省庁において締結に向けた検討を進めました。

(3) ラムサール条約

ラムサール条約に基づき、国際的に重要な湿地として、平成24年3月末現在、全国で37か所が登録されています。これらの条約湿地の保全と賢明な利用に向けた取組を進めるとともに、ラムサール条約湿地の国際基準を満たす潜在候補地172か所を基に、平成24年7月開催予定のラムサール条約第11回締約国会議での追加登録に向けた調整を進めました。また、中国で行われたアジア湿地シンポジウムを中国政府、NGOと共催し、アジア各国の湿地の保全と賢明な利用に関する情報共有を進めるとともに、東南アジア諸国に対する国際的に重要な湿地の特定、保全及び賢明な利用に向けた協力等を行いました。

(4) ワシントン条約

ワシントン条約に基づく絶滅のおそれのある野生動物植物の輸出入の規制に加え、同条約附属書Iに掲げる種については、国内での譲渡し等の規制を行っています。また、関係省庁、関連機関が連携・協力し、インターネット取引を含む条約規制対象種の違法取引削減に向けた取組等を進めました。

(5) 世界遺産条約

世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約(世界遺産条約)に基づく世界遺産一覧表に、わが国で既に記載されていた屋久島、白神山及び知床の3地域に加え、平成22年に世界遺産センターへ推薦書を提出していた小笠原諸島が、平成23年6月に開催された世界遺産委員会での審査を経て、世界自然遺産として新たな記載が決定されました。これらの世界自然遺産については、遺産地域ごとに関係省庁・地方公共団体・地元関係者からなる地域連絡会議と専門家による科学委員会を設置しており、関係者の連携によって適正な保全・管理を実施しました。また、遺産の保全状況の定期的な報告、世界遺産センター及び世界自然遺産の評価機関である国際自然保護連合の専門家による知床への保全状況現地調査の結果として示された勧告事項への対応及びその報告など、世界遺産一覧表記載後の保全に係る要請に適切に対応しました。

また、世界文化遺産の候補地として調整してきた富



士山について、平成24年1月に関係機関と連携し世界遺産センターへ推薦書を提出しました。

世界自然遺産の国内候補地である琉球諸島（トカラ列島以南の南西諸島が検討対象）については、関係する地域の人たちの協力を得ながら世界的に優れた自然環境の価値を保全するための方策を検討しました。

(6) 南極条約

南極地域は、地球上で最も人類の活動による破壊や汚染の影響を受けていない地域であり、地球環境研究の場等としてかけがえのない価値を有しています。近年は基地活動や観光利用の増加による環境影響の増大も懸念されています。

南極の環境保護に向けた国際的な取組は、南極の平和的利用と科学的調査における国際協力の推進を目的として「南極条約」（昭和36年発効）の下で定められた、南極の環境や生態系の保護を目的とする「**環境保護に関する南極条約議定書**」（平成10年発効）により進められています。

わが国は、南極条約の締約国として、「環境保護に関する南極条約議定書」を適切に実施するため制定された「**南極地域の環境の保護に関する法律**（平成9年法律第61号）」に基づき、南極地域における観測、観光、冒険旅行、取材等に対する確認制度等を運用するとともに、ホームページ等を通じて南極地域の環境保護に関する普及啓発、指導等を行いました。また、毎年開催される「南極条約協議国会議」に参加し、南極特別保護地区の管理計画や、非在来種の移入防除方法など、南極における環境の保護の方策について議論を行いました。また、政府の職員が第52次南極地域観測隊に同行し採取した水や土壌、生物などの試料を分析し、基地活動による南極地域の環境への影響を調べ、今後の活動の内容などについて検討しました。

(7) 砂漠化対処条約

砂漠化とは、国連の**砂漠化対処条約**において、「乾燥地域における土地の劣化」と定義されています。乾燥地域は地表面積の約41%を占めており、その10～20%はすでに劣化（砂漠化）しており、乾燥地域に住む1～6%の人々（約2千万～1億2千万人超）が砂漠化された地域に住んでいると推定されています。砂漠化の原因として、干ばつ・乾燥化等の気候的要因のほか、過放牧、過度の耕作、過度の薪炭材採取による森林減少、不適切な灌漑による農地への塩分集積等が挙げられます。その背景には、開発途上国における人口増加、貧困、市場経済の進展等の社会的・経済的要因が関係しています。

平成8年に発効した砂漠化対処条約（**UNCCD**）では、加盟している開発途上国は砂漠化対処のための行動計画を作成し、先進国がその支援を行うことで砂漠化対

策に取り組んでいます。わが国も平成10年に条約を受諾し、締約国会議に参画・貢献すると共に関係各国、各国際機関等と連携を図りつつ国際的な取組を推進しています。また、米国に次ぐ規模の拠出国としてその活動を支援しています。

このほか、同条約への科学技術面からの貢献を念頭に、砂漠化対処のための技術の活用に関する調査などを行ったほか、**JICA**等を通じ、農業農村開発、森林保全・造成、水資源保全等のプロジェクト等を実施しました。

(8) 二国間渡り鳥条約・協定

米国、オーストラリア、中国、ロシア及び韓国との二国間の渡り鳥条約等に基づき、各国との間で渡り鳥等の保護のため、アホウドリ、オオワシ、ズグロカモメ等に関する共同調査を引き続き実施するとともに、平成23年4月にモスクワにおいて開催された、ロシア、アメリカとの間の二国間渡り鳥等保護協定会議等において、渡り鳥保護施策や調査研究に関する情報や意見の交換を行いました。

(9) アジア太平洋地域における渡り性水鳥の保全

日豪政府のイニシアティブにより、平成18年11月に発足した「**東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ**」の活動として、当該パートナーシップの事務局を支援するとともに、アジア太平洋地域におけるツル、ガンカモ、シギ・チドリ類等の渡り性水鳥の保全を進めました。

(10) 国際サンゴ礁イニシアティブ（ICRI）

平成23年10月に、シェムリアップ（カンボジア）で第7回**ICRI**東アジア地域会合を開催し、東アジア地域サンゴ礁保護区ネットワーク戦略2010の実施のための情報交換や今後の活動についての検討を行いました。また、同年12月に、フランス海外県レユニオンで開催された第26回**ICRI**総会に出席し、日本の取組の報告等を行いました。

(11) 人間と生物圏計画

生物多様性の保全、持続可能な開発、学術研究支援に焦点を当てたユネスコの**人間と生物圏計画**（**MAB: Man and Biosphere Programme**）に基づくユネスコエコパーク事業に平成23年9月に宮崎県の「綾地域」を推薦しました。また同地域においては、国有林野を中心に多様な主体による地域の特色を生かした効果的な森林の整備・保全活動（モデルプロジェクト）を推進しました。「綾地域」が登録されれば、既に登録を受けて

いる「屋久島」「大台ヶ原・大峰山」「白山」「志賀高原」に次いで国内5件目になります。

(12) 持続可能な森林経営と違法伐採対策

世界の森林は、陸地の約31%を占め、面積は約40億haに及びますが、2000年(平成12年)から2010年(平成22年)にかけて、年平均1,300万haの割合で減少しました(増加分を差し引いて年520万haの純減)。特に、熱帯林が分布するアフリカ地域、南アメリカ地域で森林の減少が続いています(図2-5-1)。このような森林減少・劣化は、地球温暖化や生物多様性の損失に深刻な影響を与えています。

森林減少の原因として、プランテーション開発等農地への転用、非伝統的な焼畑農業の増加、燃料用木材の過剰採取、森林火災等が挙げられます。また、違法伐採など不適切な森林伐採が森林を劣化させ、森林減少の原因を誘発していることも大きな問題となっています。

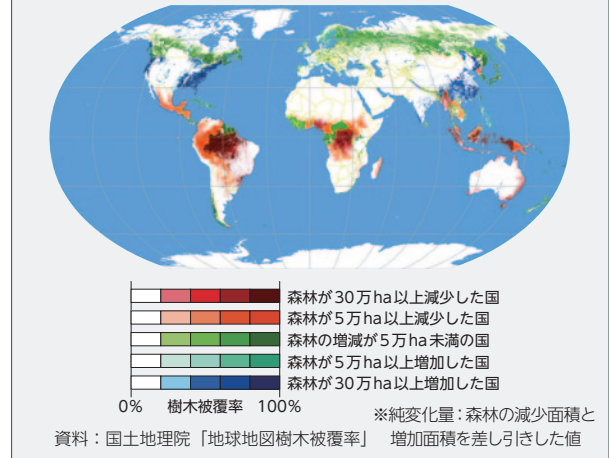
このような森林減少・劣化を抑制するためには、持続可能な森林経営を実現する必要があります。

平成4年の地球サミットにおいて、森林原則声明及びアジェンダ21が採択され、以降、世界の森林の持続可能な経営に関する国際的な議論が行われています。わが国は、これらの議論に参画・貢献するとともに、関係各国、各国際機関等と連携を図るなどして国際的な取組を推進しています。

わが国は、持続可能な森林経営の進ちょく状況を客観的に把握・分析・評価するための「基準・指標」を作成・適用する取組として、欧州以外の温帯林等を対象とした「モントリオール・プロセス」に参加しており、平成19年1月より事務局を務めるなど、積極的に取り組んでいます。

平成23年1月から2月にかけてニューヨークで開催された国連森林フォーラム(UNFF)第9回会合では、「人々、生活、貧困撲滅のための森林」をテーマに、森林に関する4つの世界的な目標の達成状況及び「すべてのタイプの森林に関する法的拘束力を持たない文書(NLBI)」の実施状況の評価、持続可能な森林経営の実施手段(資金提供、技術移転等)のあり方等について検討が行われました。会期中に開催された閣僚級会合では、2011年国際森林年の公式開幕式典が開催されるとともに、持続可能な森林経営とその推進の重要性や、国際協力等の今後の取組について明らかにした閣僚宣言が採択されました。国連の定める国際森林年は、世界で「持続可能な森林管理・利用」の重要性に対する認識を高めることを目的としており、わが国では「国際森林年国内委員会」を組織し、各種のイベント・キャンペーンを実施しました。

図2-5-1 世界の森林面積の国別純変化量(2000年～2010年)



平成23年11月にグアテマラで開催された第47回国際熱帯木材機関(ITTO)理事会では、熱帯木材貿易の発展や持続可能な熱帯林経営を促進するための事業・活動が承認されました。また、12月には、これまで有効であった「1994年の国際熱帯木材協定」に代わる協定として、目的に違法伐採問題への対処を明記し、プロジェクトへの拠出に当たりテーマ別プログラムを新設するなど、現在の熱帯木材を巡る状況に対応した「2006年の国際熱帯木材協定(ITTA2006)」が発効しました。

また、特に持続可能な森林経営の阻害要因の一つとなっている違法伐採については、平成10年のバーミンガム・サミット以降、国際的な議論が行われていますが、わが国では、平成18年4月から、この対策として、**国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律**(平成12年法律第100号。以下「**グリーン購入法**」という。)により、合法性、持続可能性が証明された木材・木材製品を政府調達の対象とする措置を実施しています。

さらに、IPCC第4次評価報告書では、森林減少及び土地利用の変化に伴う人為的な**温室効果ガス**排出量が全体の17%を占めるとされており、地球温暖化対策の観点からも森林減少を防止することが極めて重要であるとの認識から、平成19年12月にバリで開催された国連気候変動枠組条約第13回締約国会議の機会を捉え、世界銀行による「森林炭素パートナーシップファシリティ(FCPF)」が設立されました。わが国は1千万ドルの資金拠出を行い、この活動を支援しています。

上記の取組のほか、ITTO、**国連食糧農業機関(FAO)**等の国際機関への拠出、独立行政法人**国際協力機構(JICA)**等を通じた協力、独立行政法人**環境再生保全機構**の**地球環境基金**等を通じた民間団体の植林活動等への支援、等を行いました。



2 情報整備・技術開発

(1) 生物多様性の総合評価

平成22年5月に公表した**生物多様性総合評価 (JBO)** に引き続き、国土全体の生物多様性の状態や変化の状況を空間的に把握するため、生物多様性評価の地図化を行いました。作成した地図は、優先的に保全・再生を行うべき地域の抽出など国や地方公共団体の政策決定のための基礎資料や、生物多様性の現状を国民にわかりやすく伝えるためのツールとして活用していくこととしています。

(2) 自然環境調査

わが国では、全国的な観点から植生や野生動物の分布など自然環境の状況を面的に調査する**自然環境保全基礎調査**や、さまざまな生態系のタイプごとに自然環境の量的・質的な変化を定点で長期的に調査する**重要生態系監視地域モニタリング推進事業 (モニタリングサイト1000)**等を通じて、全国の自然環境の現状及び変化状況を把握しています。

自然環境保全基礎調査における植生調査では、詳細な現地調査に基づく植生データを収集整理した縮尺2万5千分の1植生図を作成しており、わが国の生物多様性の状況を示す重要な基礎情報となっています。平成23年度までに、全国の約60%に当たる地域の植生図の作成を完了しました。また、砂浜の面積等の変化状況についても調査を実施しています。

モニタリングサイト1000では、高山帯、森林・草原、**里地里山**、陸水域(湖沼及び湿原)、沿岸域(砂浜、磯、干潟、アマモ場、藻場及びサンゴ礁)、小島嶼の各生態系について、生態系タイプごとに定めた調査項目及び調査方法により、合計約1000か所の調査サイトにおいて、モニタリング調査を実施しており、平成23年度も引き続きモニタリングを実施しました。

(3) 地球規模生物多様性モニタリングなど

地球規模での生物多様性保全に必要な科学的基盤の強化のため、アジア太平洋地域の生物多様性観測・モニタリングデータの収集・統合化などを推進するアジア太平洋生物多様性観測ネットワーク(AP-BON)への支援を行いました。また、東・東南アジア地域での生

物多様性の保全と持続可能な利用のための生物多様性情報整備と分類学能力の向上を目的とする事業である東・東南アジア生物多様性情報イニシアティブ(ESABII)を推進しました。

生物多様性に関する科学及び政策の連携の強化を目的とした「生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム(IPBES)」の創設に向けた国際的な議論に積極的に参画してきました。あわせて平成23年7月、平成24年2月に、南アフリカ共和国政府及び国連大学と共同で、国際科学ワークショップを開催し、IPBESにおける科学的評価の具体的な進め方や科学者の参画を支援してきました。平成24年4月にパナマ共和国において、生物多様性及び生態系サービスに関する政府間プラットフォーム(IPBES)のあり方及び制度的取り決めを決定するための総会第2回会合が開催され、IPBESが正式に設立されました。

(4) 研究・技術開発など

「**生態系と生物多様性の経済学 (TEEB)**」の最終報告書が平成22年10月に公表されたことを受け、愛知目標の達成や、世界銀行が進める「**生態系価値評価パートナーシップ**」への貢献を視野に、生物多様性の経済価値評価に関する情報収集や政策研究を実施し施策の検討を行いました。

生物多様性保全に必要な技術開発や応用的な調査研究の推進を目的として、平成21年度より「生物多様性関連技術開発等推進事業」を実施しており、平成23年度は、「自然環境モニタリングネットワーク及び野生鳥獣行動追跡技術の研究開発」及び「侵略的外来中型哺乳類の効果的・効率的な防除技術の開発」の2件を実施しました。

独立行政法人国立科学博物館において、「日本海周辺域の地球表層と生物相構造の解析」、「生物多様性ホットスポットの特定と形成に関する研究」などの調査研究を推進するとともに、約403万点の登録標本を保管し、これらの情報をインターネットで広く公開しました。また、GBIF(地球規模生物多様性情報機構)の日本ノード(データ提供拠点)である国立科学博物館及び国立遺伝学研究所と連携しながら、生物多様性情報を国際的に提供しました。